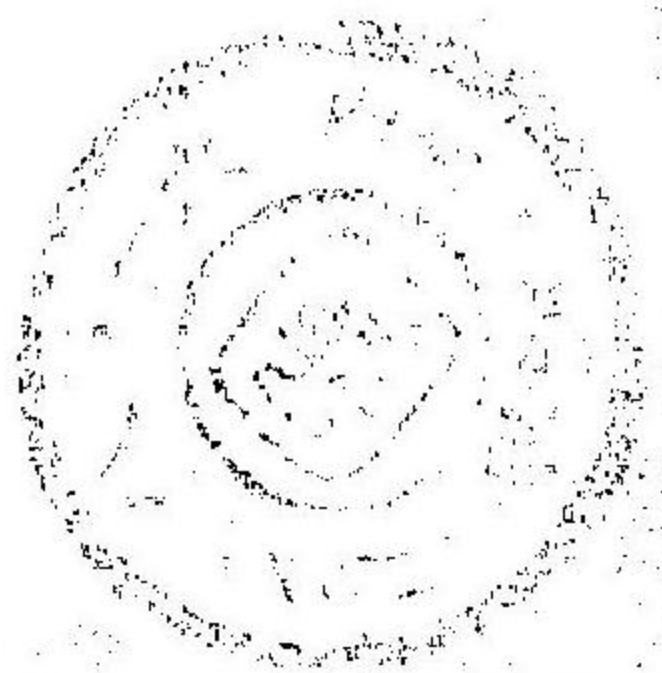


刑法通解

前司法大臣大木高任君題
法學博士梅謙次郎君序
法學士鼓鍊之助君著

警眼社發兌

完



Large, bold, black calligraphic character, possibly '中' (middle), written in a cursive style. A small, square red seal impression is located above the character.

A large, faint, circular seal impression, likely a red seal, centered on the right page. The impression is very light and lacks color.



法律の基礎



序

毒藥ハ以テ人ヲ活スヘク以テ人ヲ殺スヘ
シ法律モ亦之ニ類スルモノアリ一旦其適
用ヲ誤レハ國ヲ利スルコト少クシテ却テ
世ヲ害スルコト多シ而シテ其適用ヲ誤ラ
サラント欲セハ必ス先ツ法律ノ意義ヲ了
解スルコトヲ要ス法律ノ意義ヲ了解スル
ハ甚タ易キニ似テ其實極メテ難シ故ニ專
門家ト雖モ動モスレハ之ヲ誤解シテ立法

是レ余カ常ニ遺憾トセシ所ナリ今ヤ本書ノ出ツルアリ以テ此缺ヲ補フ余豈ニ喜ヒテ之ニ序セサルヘケンヤ

夫レ今日ノ日本ハ復昔日ノ日本ニ非ス既ニ世界文明國ノ第一流ニ班セリ而シテ風俗ノ美ナル法律ノ備レル等固ヨリ文明ヲ以テ稱スヘキモノナリト雖モ法律ノ適用其道ヲ得テ秩序井然秋毫モ犯ササランコト是レ尤モ文明國ノ理想ト爲ス所ナリ世

ノ刑法ノ適用ヲ以テ其職ト爲ス者本書ニ依リテ其意義ヲ明カニシ而シテ慎重其事ニ從ハハ庶幾クハ文明國ノ官吏タルニ恥チサランカ

明治二十八年七月

梅 謙次郎撰

緒言

本書著述ノ目的タル曩ニ其大意ヲ發表シタル如ク深遠ナル學理原則ヲ掲ケ來リテ一々之ヲ分解說ヲ精細緻密ニ試ムルモノニアラス何トナレハ如斯ハ此紙數限リアル一小冊子ノ決シテ克クシ能フ所ニアラサレハナリ故ニ本書述フル所ハ單ニ其尤モ主要ナル主義綱領ヲ摘述シ以テ聊カ實地適用上ノ解明ヲ與ヘタルニ過キスシテ其甲是乙非ノ議論ノ如キハ著者敢テ抱負スル所ナキニ非スト雖モ本書著述ノ目的上之ヲ顧ミルニ違アラサルナリ而シテ著者固ヨリ非才薄識間々或ハ正鵠ヲ失スルノ點ナキヲ保セス然レモ是法律ノ解釋上ニ免レサル所讀者之ヲ以テ徒ラニ責ヲ著者ニ歸スルコトナク一片示教ノ勞ヲ惜ム

緒言

ナカラシテ是特リ著者ノ幸ノミニ非サレハナリ今ヤ全篇稿
ヲ脱シ將ニ梓ニ上サントスルノ期近キニアリ因テ數言以テ讀
者ニ需ムト云爾

明治二十有八年七月上澣

著者謹識

刑法通解^{上卷}下卷 目次

● 刑法

緒論	一
第一編 總則	三
第一章 法例	三
第二章 刑例	九
第一節 刑名	九
第二節 主刑處分	一三
第三節 附加刑處分	二七
第四節 徵償處分	四〇
第五節 刑期計算	四二
第六節 假出獄	四七
第七節 期滿免除	五一

目次

目次

第八節	復權	五五
第三章	加減例	五八
第四章	不論罪及ヒ減輕	六五
第一節	不論罪及ヒ宥恕減輕	六六
第二節	自首減輕	七七
第三節	酌量減輕	七七
第五章	再犯加重	七一
第六章	加減順序	八一
第七章	數罪俱發	八七
第八章	數人共犯	八八
第一節	正犯	九三
第二節	從犯	九三
第九章	未遂犯罪	九八
第十章	親屬例	一〇四

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

第一章	皇室ニ對スル罪	一〇七
第二章	國事ニ關スル罪	一〇七
第一節	内亂ニ關スル罪	一〇〇
第二節	外患ニ關スル罪	一一六
第三章	靜謐ヲ害スル罪	一二一
第一節	兇徒聚集ノ罪	一二二
第二節	官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪	一二五
第三節	囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪	一二九
第四節	附加刑ノ執行ヲ遁ルノ罪	一三七
第五節	私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所 有スル罪	一三八
第六節	往來通信ヲ妨害スル罪	一四一
第七節	人ノ住所ヲ侵スル罪	一四七

目次

目次

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪……………一五一

第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪……………一五四

第四章 信用ヲ害スル罪……………一五八

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪……………一五八

第二節 官印ヲ偽造スル罪……………一六七

第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪……………一七一

第四節 私印私書ヲ偽造スル罪……………一七五

第五節 免狀鑑札及ヒ疾病證書ヲ偽造スル罪……………一七九

第六節 偽證ノ罪……………一八三

第七節 度量衡ヲ偽造スル罪……………一九一

第八節 身分ヲ詐稱スル罪……………一九四

第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪……………一九五

第五章 健康ヲ害スル罪……………一九八

第一節 阿片烟ニ關スル罪……………一九八

第二節 飲料ノ淨水ヲ汚穢スル罪……………二〇一

第三節 傳染病豫防規則ニ關スル罪……………二〇三

第四節 危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造ノ規則ニ關スル罪……………二〇六

第五節 健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ藥劑ヲ販賣スル罪……………二〇八

第六節 私ニ醫業ヲ爲ス罪……………二〇九

第六章 風俗ヲ害スル罪……………二一〇

第七章 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪……………二一五

第八章 商業及ヒ農工ノ業ヲ妨害スル罪……………二一七

第九章 官吏瀆職ノ罪……………二二〇

第一節 官吏公益ヲ害スル罪……………二二〇

第二節 官吏人民ニ對スル罪……………二二二

第三節 官吏財産ニ對スル罪……………二三四

目次

目次

第三編 身體財産ニ對スル重罪輕罪

第一章 身體ニ對スル罪

第一節 謀殺故殺ノ罪 二二七

第二節 毆打創傷ノ罪 二四一

第三節 殺傷ニ關スル宥恕及ヒ不論罪 二四八

第四節 過失殺傷ノ罪 二五六

第五節 自殺ニ關スル罪 二五八

第六節 擅ニ人ヲ逮捕監禁スル罪 二六〇

第七節 脅迫ノ罪 二六二

第八節 墮胎ノ罪 二六五

第九節 幼者又ハ老疾者ヲ遺棄スル罪 二六八

第十節 幼者ヲ零取誘拐スル罪 二七二

第十一節 猥褻姦淫重婚ノ罪 二七六

第十二節 誣告及ヒ誹毀ノ罪 二八三

第十三節 祖父母父母ニ對スル罪 二八九

第二章 財産ニ對スル罪 二九二

第一節 竊盜ノ罪 二九三

第二節 強盜ノ罪 三〇一

第三節 遺失物埋藏物ニ關スル罪 三〇五

第四節 家資分散ニ關スル罪 三〇八

第五節 詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪 三一〇

第六節 贓物ニ關スル罪 三一六

第七節 放火失火ノ罪 三一八

第八節 洪水ノ罪 三二三

第九節 船舶ヲ覆没スル罪 三二六

第十節 家屋物品ヲ毀壞シ及ヒ動植物ヲ害スル罪 三二七

目次

目次

第四編 違警罪……………三三一

●刑法附則

第一章 主刑執行……………三五一

第二章 監視……………三六〇

第三章 假出獄及ヒ特別監視……………三七〇

第四章 刑事裁判費用……………三七六

第五章 賠償處分……………三八一

●附録

重輕禁錮加減表……………一

罰金加減表……………三

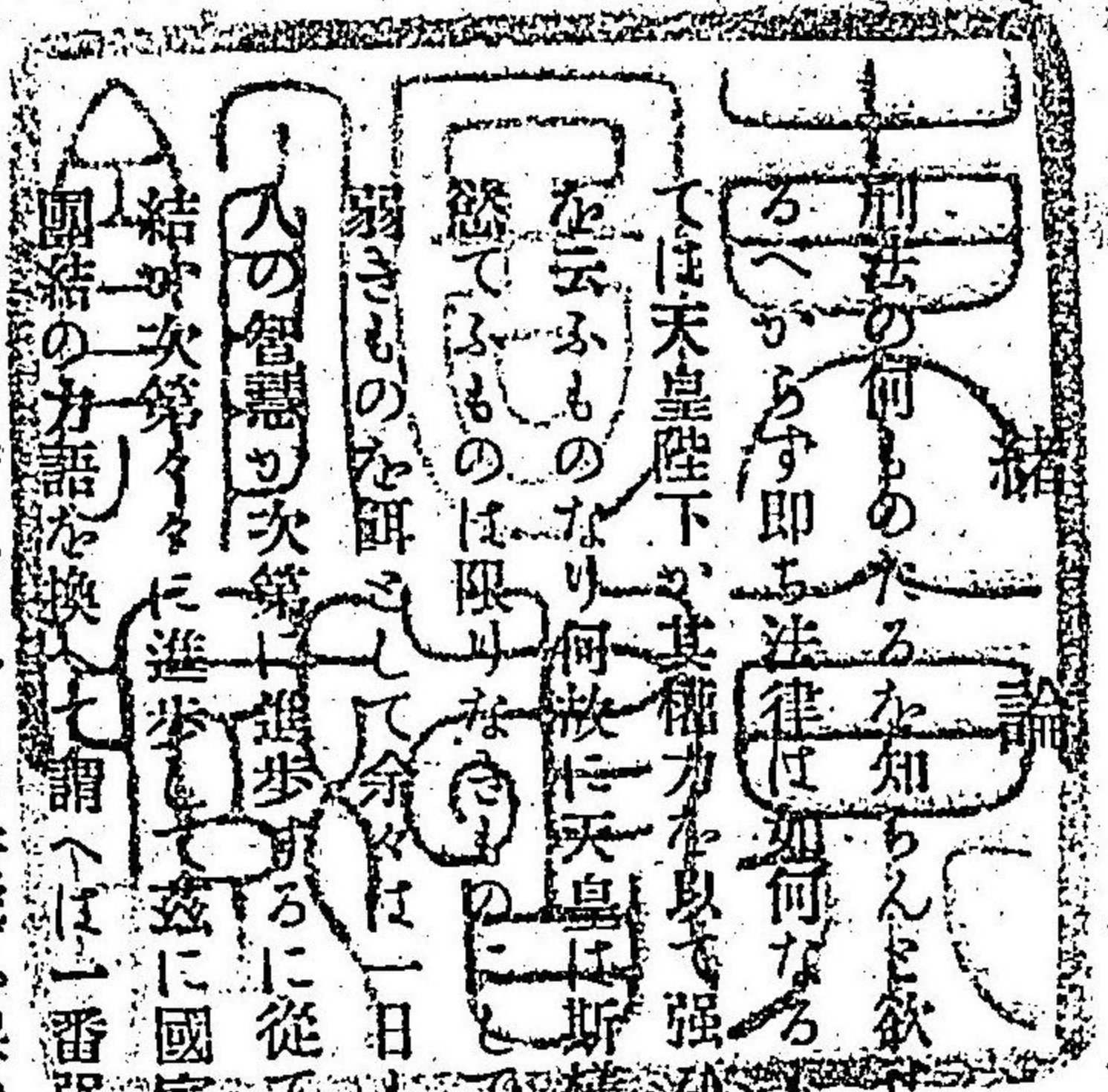
拘留加減表……………五

科料加減表……………七

刑法通解上卷 目次畢

刑法通解上卷

法學士 鼓 鍊 之 助 著



(續 論)

て其人間の行爲が廣く影響を社會全體に及ぼすものと只一個人に止まるものとを區別して一を公法といひ一を私法といふが如き法律の種類を生じたり夫れ故に公法とは國家と一個人との關係を定めたるものにして憲法、刑法、行政法の如きものを云ひ私法とは一個人と一個人との關係を定めたる民法、商法の如きものを云ふなり即ち刑法は公法の部類に屬して國家と一個人との關係を規定したるものにして此内に書き載せてあるとは世間全體の安寧を破らぬ行爲さては一つもなし而して我國の刑法の如きは明らかに布達に爲つて居るが故に之を成文法といふなり必竟極簡單に云へば刑法は斯く々々の罪を犯したるときは斯く々々の刑罰を加へるその條目を定めし所の規則に他ならず而して其民法と異なる所の重なる點は第一刑法は其制裁即ち犯罪の爲めに受くる所の苦痛を執行するものは國家の掌る所にして他のもの之に喙を容るゝも能はざるも民法は其害を受けたるもの請求に依りて國家が之を執行するものなり第二刑法は直接に一個人の權利を害するとなき國事犯の如きものにては制裁を加ふといへども民法は必ずし一個人の權利を侵したるものにあらずれば決して制裁を加へざるなり第三刑法の制裁は其者一人に止まるといへども民法の制裁は子孫に及ぶものなり假令へば刑法に於て罰金の

申渡しを受けたる時に之を納めずして死せば相續人之を納むるに及ばざるも民法に於て親が借金を其まゝにして死せし時には相續人は其義務を負ふて返済せざるべからず第四刑法の制裁は假令資力なきとて夫を受けずに済むものにあらずして罰金の納められぬ時は一日一圓の割にて禁錮せらるゝも民法にては借りたる金の返へされぬときは身代限り家資分産の處分を受くるの外禁錮等に處せらるゝとはなし第五刑法の制裁は法律に明文なくんば加へらるゝもなきも民法は假令明文がなくとも古へよりの習慣又は條理に依て加へらるゝものなり現に我國の如き民法が發布にはなり居るも未だ實施されざる内に於ての民法の判決は皆習慣又は條理に依りて爲さるゝものなり是れ即ち刑法と民法と異なる區別なり

第一編 總則

總則とは單に此刑法のみに限らず總て刑事上に關する一般の規定に適用すべきものにて特別法即ち新聞紙條例出版法其他郵便條例でも狩獵法でも凡て刑罰を規定したるものは皆此總則に依るべきものなり

第一章 法例

(第一編總則 第一章法例)

法例とは法律を適用する原則を云ひ總則中の又一の小總則ともいふべきものにして法律は如何なる時又は如何なる場所如何なる人如何なる所爲に刑罰を加ふべきかといふが如きことを規定したるものなり

第一條 凡法律ニ於テ罰スヘキ罪別テ三種ト爲ス

一 重罪

二 輕罪

三 違警罪

本條は只日本の法律に於て罰する所の罪を別けて三種とするを明言したるばかりにて別に深き意味の存するにあらず只便宜の爲之を別け置くものなり其便宜といふは假令は人を殺したり火を放つたりする様な重き罪を往來に小便したり裸を脱ひた位の輕き罪と同じ取扱ひをなすべきは事か面倒なるを以て其輕きものは輕き様の取扱ひをなし又重きものは重き取扱ひをするなどの都合好き爲めに此様な區別を設けたるものなり

第二條 法律ニ正條ナキモノハ何等ノ所爲ト雖モ之ヲ罰スルヲ

得ス

全條刑罰といふものは人の一番大切なる自由又は生命財産などを制限したり又は奪ひ取る所のものなるを以て無暗に之を加へられては余々は安心して生活する所能はざるべし夫故法律此法律といふ語は極めて廣ひ語にて議會の協賛を経たる法律といふ意味ではなく勅令でも閣令でも又省令でも凡て正當の權力あるものが正當の手續に依て發布したるものは皆此法律中に含まれ居るものにて其法律に明かに示したる所爲でなくては罰せらるべきなきなり何故ならば夫でなくては余々は如何なることをすれば罰せられるのか分らぬゆへ明かに規定してなきものは立法者が認めて爲しても善ひとくして居るものにて其上若し明かに規定したる以外の事も民法に於けるが如く裁判官の考にて罰せらるべきものさすれば裁判官の愛憎に依りて掛換のなき生命までも取られる様なものがありて野蠻時代の刑法と同様のものなるべし此正條がありてこそ余々は其規定中の犯罪をなさざる以上は安全のものにて初めて文明の御蔭を蒙るものさいはるべきものなり

第三條 法律ハ頒布以前ニ係ル犯罪ニ及ホスヲ得ス

若シ所犯頒布以前ニ在テ未タ判決ヲ經サルモノハ新舊ノ法ヲ
比照シ輕キニ從テ所斷ス

本條は第二條と相表裏するものにして法律が過ぎ去つたる昔しに遡て効力を及ぼすとの出來なきを明かにしたるものなり語を換へて謂へば犯罪の時には法律に正條が無くして後から之を定めたりして夫で以て其以前に爲した犯罪を罰するとは出來ざるなり法律の頒布以前といふのは明治十九年勅令第一號の公布式に依りて公布されて其實施期限の到着した前を云ふものにして假令へは民法の様に既に公布はされて居るも未だ實施の期限の來らざるものは矢張頒布以前といふを得るなり

第二項の意味は其爲したる犯罪が法律の頒布以前であつても夫が發覺せず居たさか或は缺席判決にて未だ確定せず居た時分には其舊法律と新法律とを比照して舊法律が新法律より輕るとき時は舊法律即ち犯したる時の法律に依り新法律が舊法律より輕るとき時は全條ならば舊法律の時に犯した罪なるを以て舊法律に依らればならぬものなるも特別に新法律に依て罰するものなり又一の犯罪ありて其判決

か確定せぬ間に三度以上法律の改正がありし時は其中にて一番輕るき法律を適用するものなり而して其舊法と新法とを比照して其輕重を定むるには年限の長きものは短きものより重く定役あるものは定役なきものより重とし又假令へは舊法は五一年以上五年以下新法は三月以上六年以下といふが如き其最短期は舊法重く最長期は新法重きときは新法を以て重きものとなすなり然れども新法には附加刑あり舊法には其刑期長きも附加刑なきか又十一日の禁錮と數百圓の罰金等と孰れを重し孰れを輕しとすべきか不分明の場合に於ては刑法第百條に謂ふが如く裁判官の考へに依り其情狀の重きものを以て重しとするなり

第四條 此刑法ハ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ論ス可キ者ニ適用スルコトヲ得ス

本條は此刑法は陸海軍に關したる所謂軍事犯には別に陸海軍の刑法ありて之を適用するが故に此刑法を適用せざるなり然れども軍人軍屬にても普通の犯罪あれば矢張り此刑法を適用するものなり

第五條 此刑法ニ正條ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アルモノハ

各其法律規則ニ從フ若シ他ノ法律規則ニ於テ別ニ總則ヲ掲ケザル者ハ此刑法ノ總則ニ從フ

本條は刑法と特別法との關係を規定したるものにて刑法は之を普通法といひて新聞紙條例出版法其他郵便條例とか云ふ様な其一部に就て必要なる單行條例を特別法と云ふなり而して其刑法以前に發布されたる特別法に正條ありて此刑法にも正條のあるときは後の者は前の者より善きは當然の事なるを以て刑法を適用するは當然なれども刑法に正條のなき場合は特別法を改めたものならざるが故に矢張其特別法を適用するを云ふなり而して此法律規則といふのは別段余々の守るべき義務に變りはなければも只法律とは立法者の定めたるものを云ひ規則とは行政廳にて其法律を施行する手續等を規定したるものを云ふなり

第二項の意味は若し此刑法以外の特別法に總則の規定なき時は其發布の前後に拘はらず凡て此刑法の總則を適用するものにして即ち特別法の如き刑法の不完全なる所を補ひ又は或一部の事柄を規定したるものは多く總則を設けざるが故に凡て此刑法の總則に依るべきことを定めたるなり而して特別法中の新聞紙條例出版法

の如きものに自首減輕、再犯加重、數罪俱發の例を用ひずとあるは他は凡て刑法の總則に依るにも拘はらず其場合に限りて刑法の總則を適用せずといふ例外を明らかに示したるものなり

第二章 刑例

刑例とは犯罪の結果として犯罪者に加ふる所の刑罰の例則を定めたるものを云ひ而して刑とは其犯罪人に科する所の痛苦を云ふものにして各其犯罪の輕重に依り又刑罰にも輕重のあるものなり而して其刑罰の目的は犯罪人に痛苦を與ふるに在りて其方法には三の區別あり則ち生命に關する痛苦と自由に關する痛苦と財産に關する痛苦と此三つなり生命に關する痛苦とは死刑の如き刑罰にて一番重きものなり自由に關する痛苦とは徒刑流刑懲役禁錮の如き類のものにて其次ぎに重き刑罰にて一番輕るきものは罰金の如き財産に關する痛苦とす

第一節 刑名

刑名とは此刑法に於て適用する刑罰の名類を擧げたるものなり

第六條 刑ハ主刑及附加刑トス

(第一編 總則 第二章 刑例 第一節 刑名)

主刑ハ之ヲ宣告ス

附加刑ハ法律ニ於テ其宣告スルモノト宣告セサルモノトヲ定

本條は刑罰に主刑即ち獨立して科する所の刑と附加刑即ち主刑に附屬して科する所の刑との二類あることを示し而して其宣告するものと宣告せざるものとを定めたるなり此附加刑といふは主刑と別異のものといふ譯にはあらずして必竟主刑計りにて附加刑のなきときは重罪の刑に處せられたる惡漢も獄を出ると同時に直ちに議員などになることあらは社會の安寧上甚だ危險なるが故に是等には剝奪公權、禁治産等の附加刑を加へて其危險を防ぐものなり其宣告するものと宣告せざるものとのあるは徒刑禁錮罰金の如きは其情狀に依り長短多少の存するが故に之を宣告せざれば明かならざればなり而して重罪の附加刑なる剝奪公權、禁治産、の如き輕罪に於ける停止公權の如きは當然主刑に附加するものなるを以て之を宣告するの必要なきなり

第七條 左ニ記載シタル者ヲ以テ重罪ノ主刑ト爲ス

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期流刑
- 五 有期流刑
- 六 重懲役
- 七 輕懲役
- 八 重禁獄
- 九 輕禁獄

本條は重罪の主刑を列擧したるものにて其中無期徒刑、有期流刑、重禁獄、輕禁獄は國事犯にのみ適用するも其他は常事犯にのみ適用するものなり國事犯といふは刑法第二編第二章に規定したる犯罪を謂ふなり

第八條 左ニ記載シタル者ヲ輕罪ノ主刑ト爲ス

- 一 重禁錮
- 二 輕禁錮
- 三 罰金

本條は輕罪の主刑を列擧したるものにて其中輕禁錮は國事犯の輕罪又は常事犯の廉恥を破るもの尤も少き刑に適用するものなり

第九條 左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト爲ス

- 一 拘留
- 二 科料

本條は違警罪の主刑を擧げたるものにして一番輕るき刑罰なり

第十條 左ニ記載シタル者ヲ以テ附加刑ト爲ス

- 一 剝奪公權
- 二 停止公權
- 三 禁治産

- 四 監視
- 五 罰金
- 六 沒收

本條は附加刑を列擧したるものにて執行に關するとは後の條に於て説明すべし然して罰金には主刑としての罰金と附加刑としての罰金の二種あるを注意すべし

第十一條 刑ヲ執行シ及犯人ヲ檢束スル方法細目ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

本條は即ち刑罰を行ひたり又は犯罪人を牢獄に檢束する等の方法は細密なる規則を要するものなるが故に別の規則に於て定めることを規定したるものにて監獄則の如きは即ち此特別規則に當るものなり

第二節 主刑處分

本節には主刑を處分する方法仕方を規定したるものにして假令へは死刑は刀を以

て斬るのも死刑なり又鋸引なき云ふ昔の仕方も同く死刑なれども此刑法にては首を絞めて之を殺すものなり等と其處分方法を定めたるものなり

第十二條 死刑ハ絞首ス但規則ニ定メタル所ノ官吏臨檢シ獄内ニ於テ之ヲ行フ

本條は死刑の仕方を規定したるものにて即ち死刑を行ふには衆人の見るもの出來ざる獄内に於て規則に定めたる官吏即檢察書記典獄等が立會の上首を絞めて命を奪ふなり昔しは犯罪人以外の人を脅して再び犯罪を爲さしめざらん様に磔刑火炙り鋸引等の慘酷なる刑罰を公けに衆人の面前にて行ひしものなれども之れ却て愚人をしては殘忍なるに慣れしめ良民をしては自然憐む所の心を起して犯罪を隱くす様に至り利益なきを以て斯の如く獄内で私に行ふは眞に其當を得たるものとす

第十三條 死刑ハ司法卿ノ命令アルニ非ラサレハ之ヲ行フコトヲ得ス

本條は死刑なるものは人の生命を奪ふ所の刑罰にして一度其生命を奪ひたる時は

取返すこと能はざるものなるを以て鄭重の上にも尙ほ鄭重を加へて司法卿即ち今の司法大臣が命令を下したる後にあらざれば之を行ふも能はざるの規定をなしたるものなり元來如何に司法大臣の職さいへども一旦判決の確定定まりたる以上は如何ともするも能はざるものなるを以て此様な規定を設くるの必要もなきが如何といへども司法大臣は刑事訴訟法にも規定したる如く場合により命令を下して再審の手續を爲さしめ其事件を二度始めより調べさすとも出來るが故に斯様に鄭重に必らず其命令の下るを待つて行ふとはなしたるなり

第十四條 大祀令節國祭ノ日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

本條は別に理屈はなれども大祀即ち元始祭等の如き日や又令節即ち天長節紀元節の如き日と國祭日即ち春秋皇靈祭の如き日は皆々祝賀を表する日なるを以て如何に罪人さいへ人々の喜び祝ふ日に其尤も苦痛の大なる生命を奪ふとをなすは人情の忍びざる所なるが故に之を行ふとを禁じたるなり

第十五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ナル時ハ其執行ヲ停止メ分娩後一百日ヲ經ルニ非ラサレハ刑ヲ行ハス

刑罰は一身に止まることは刑法上の原則にして即ち懐胎したる婦女を死刑に行ふときは胎内なる無辜の子にまでも刑罰を及ぼすこととなり右の原則に反するが故に其分娩の後ならざれば刑を行なはざるなり假令分娩しても一百日の間は其子を乳養せしむる爲めに猶豫を與ふるものにして一百日を経たる後更らに司法大臣の命令を待て始めて刑を行ふものなり

第十六條 死刑ノ遺骸ハ親屬故舊請フ者アレハ之ヲ下付ス但式ヲ用ヒテ葬ルコトヲ許サス

既に一旦死刑を行ひたる上は刑罰の目的を達したるものなるを以て昔しの如く之を梟らしたり野山に棄つるのは野蠻の仕業なるゆへ其屍骸は犯罪人の親戚朋友の下渡を願ふものあれば之を下付するものなり然し式を用ひて葬むるとは能はざるなり其故は元此犯罪人は大悪人にして死刑に處せられたるものなれば之を葬むるにも宜しく遠慮すべくして盛んに儀式を以て葬むるさいふは必竟法律の神聖を瀆すものなれば之を許さざるなり然し何も僧侶の讀經をも許さずさいふにはあらずして盛んなる儀式を爲したりして別に刑罰に處せらるゝとはなく只行政上の處分

にて之を差止めらるゝ事あるのみ

第十七條 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス
有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト爲ス

徒刑は常事犯の刑罰中死刑に亞ぐ重き罪にして一は期限のあるものさ一は期限なくして犯罪人の一生涯科するものとの二種あり而して其二種の徒刑ともに皆内地を離れたる北海道の如き島國に送り定りたる仕事に就かすものにして例へば或は開墾をするさか或は石炭を掘るさか云ふか如き仕事をなさしむるなり而して何故に此徒刑の囚人を島地に送るか云ふに一には其逃走を防ぐさ一には戀しき父母妻子の側を去りて遠く送らるるは如何に悪人さいへども人情忍び難き所なるを以て其苦痛を多く感ぜしめ以て犯罪の爲すべからざるを思ひ知らしめ其志を悛めしめんが爲めなり然し其目的は犯罪人の根性によりて達せざるともあるし又は達するともあり而して其期限のある徒刑は十二年以上十五年以下なるを以て即ち十五年の徒刑は死刑無期徒刑に亞ぎ一番重き刑なるなり

第十八條 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内地ノ懲役場ニ於テ

定役ニ服ス

本條は徒體處分の例外を示したるものにて婦女の徒刑の囚徒は遠く島地へ送らざるも男子の囚徒の加く荒くれたる性質あらざるが故に逃走の恐なども少なく其上勞力に堪へざるを以て開拓や採礦の如き烈しき勞働を爲さしむること能はず又犯罪人も其數自然に少なくして別に女檻等を設くるは無益なれば斯様に内地の懲役場にて一定の仕事に服せしむるとを爲したるなり

第十九條 徒刑ノ囚六十歳ニ滿ル者ハ通常ノ定役ヲ免シ其體力相當ノ定役ニ服ス

是れも前條と同しく徒刑處分の一の例外にして六十歳以上の老人は既に人生五十の定命も過ぎ其身體も衰ふれば通常の壯年者と同く仕事を爲さしむる時は遂に其勞働に堪へずして健康を害し生命を失ふ様のとありては結局死刑を科したると同様なるを以て通常の仕事に服するを止め其體に相應したる仕事を爲さしむるなり此條は其刑を宣告する時のみに限らずして服役中に六十歳となりたる者にも無論適用すべきものなり

第二十條 流刑ハ無期有期ヲ分タス島地ノ獄ニ幽閉シ定役ニ服

セス

有期流刑ハ十二年以上十五年以下ト爲ス

本條の流刑は前にも云ひし如く國事犯罪人に科するものにして常事犯の徒刑と同く死刑の次に重き刑罰なり而して其徒刑と異なる所は定まりたる仕事に服するを服せざるの違ひにあり然し此島地へ送るさいふとに就ては常事犯の徒刑より餘程功用あるものなり何故なれば國事犯の如きは無頼の惡漢と異なり其犯罪は道徳上より謂ふも亦法律上より謂ふも深く咎むべきものに非ざるを以て其犯罪上形跡のあるものは捕へ盡すとも尙ほ無形上の同志者は幾何あるか測られざれば其犯罪人を内地に置く時は之を奪ひ去り又は獄内に通謀して大事を爲すとも容易にして甚だ危険なるが故に之を遠く島地に送り置くときは此等の危険も少なく黨派の勢ひを減くにも利益にして從て其苦痛を感じるの度も多かるべし夫故に此等の犯罪者は島地に送りて押込め置くものなり然し押込めること云ふも必らず一室のみ閉ぢ込めあること云ふにはあらずして矢張相當に監房外をも運動するともなし得

るなり此等の精しき事は監獄則に在り而して此刑も徒刑と同く期限のあるものは十二年以上十五年以下とす

第二十一條 無期流刑ノ囚五年ヲ經過スレハ行政ノ處分ヲ以テ幽閉ヲ免シ島地ニ於テ地ヲ限り居住セシムルコトヲ得
有期流刑ノ囚三年ヲ經過シタル者亦同シ

元來國事犯罪者は通常無賴の惡漢と異なるものなれば其取扱ひも自然と異ならざるを得ず即ち本條の規定の如く無期流刑の者が五年を過ぎ有期流刑の者が三年を過ぎたる後には行政上の處分を以て其檻窓に幽閉するを免るし其島地の内に於て地を限りて居住するを許すなり必竟其理由は何事もなすもなく永く獄中に幽閉し世界の交際を全く絶つときは自然絶望して或は狂疾を起し又は自から良心を打捨てるが如きとあるのこ又一には此等の犯罪者の幽閉を免するも島民に甚しき害を與ふるとなく却て漸次殖民地を開くに至るべければ斯様なる特例を設くるものにして刑法附則に依て見るも囚人が家族を招き同居を請ふときは之を許容せらるゝものなり

第二十二條 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ滿ル者ハ第十九條ノ例ニ從フ

重懲役ハ九年以上十一年以下輕懲役ハ六年以上八年以下ト爲ス

懲役は常事犯に科する第三階級の刑にして皆内地の懲役場に於て仕事を爲さしむるものなり其重さいひ輕さいふも第二項に示す如く只刑期に長き短きの別あるのみにして別に變りたるにあらず而して又六十歳以上の者は第十九條と同し譯にて通常の仕事に服するを免して其體相當の仕事爲さしむるなり

第二十三條 禁獄ハ内地ノ獄ニ入レ定役ニ服セス

重禁獄ハ九年以上十一年以下輕禁獄ハ六年以上八年以下ト爲ス

禁獄は國事犯に科する第三階級の刑にして共に内地の獄に入れ押込め置くのみにして仕事を爲さしめず而して其重さ輕さに就て別段變りたる所なく只第二項に示

す如く其期限に長短の別あるのみ

第二十四條 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ輕禁錮

ハ定役ニ服セス

禁錮ハ重輕ヲ分タス十一日以上五年以下ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

禁錮は輕罪の主刑にして重き輕きの二種に別つても其間別に差違あるものにあらず只重禁錮は定役に服し輕禁錮は定役に服せざるのみ其年限の如きは少しも異るとなきは第二項に示すが如し然し其適用は重禁錮は多く耻も外聞も知らざる惡漢の犯罪に科して輕禁錮は廉恥を破るものと少なき國事犯の如きものに科するなり而して第二項に仍ほ各本條に於て其長短を區別す云ふものは輕罪の犯罪は其種類極めて多く重罪の諸刑の如くに總則に規定したる範圍丈けにては漠然として其色々の情狀ある犯罪に適用すると困難なるを以て窃盜罪なれば二月以上四年以下墮胎罪なれば一月以上六月以下各其本條に長短の範圍を示して裁判官の適用に便するものなり

第二十五條 定役ニ服スル囚人ノ工錢ハ監獄ノ規則ニ從ヒ其幾分ヲ獄舎ノ費用ニ供シ其幾分ヲ囚人ニ給與ス但現役百日以内ハ給與ノ限リニ非ラス

本條は一定の仕事に服する囚人には其獄を出たる後に生活を立つるの資本になす爲め又は其働きを勵ます爲めに監獄則の定めに依りて工錢の幾分を與ふるものにして其幾分は監獄の費へになすなり而して百日以内服役の者には何故之を與へざるかといふに其得る所の工錢も少なく且其仕事に就かする爲めに費やしたる費用にも足りざる位にて逆も資本等にする程なきが故に之を與へざるなり然し其現役を云ふは現に仕事に就きたる日を云ふものにして祭日の休暇又は病氣にて仕事をなさざる日は其百日の内には加はらざるなり

第二十六條 罰金ハ二圓以上ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其多寡ヲ區別ス

罰金は餘り善良なる刑罰の種類には非ず何きなれば或種類の犯罪は初めより罰金を取らるることを承知して差引勘定を爲したる上に罪を犯すともあるし又富みたる

者は少しも苦痛を感ずるとなければなり夫故に此刑は主刑として特別法に於ては澤山規定せらるるも刑法に於ては只だ二三種の場合より他になきなり而して二圓以上とありて其多き限りを定めざる所以は必竟刑法第九十三條の如き貨幣を受取たる後に偽造變造あるとを知り之を使ひたる時は其使ひたる金高の二倍に處せらるるものなるを以て何千圓何萬圓なるか明らかならざればなり然して此罰金は之を納めずして犯罪人が死するときは刑罰は一身に止まるものなるにより其子孫は之を納むるに及ばざるとは刑法附則に云へるが如し又其罰金の多少は第二十四條の場合と同一く各其條下に定むるものなり

第二十七條 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ限内納完セサル者ハ一圓ヲ一日ニ折算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其一圓ニ滿タサル者ト雖モ仍ホ一日ニ折算ス
罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用ヒス檢察官ノ求ニ因リ裁判官之ヲ命ス但禁錮ノ期限ハ二年ニ過ルヲ得ス

若シ禁錮限内罰金ヲ納メタル時ハ其經過シタル日數ヲ控除シテ禁錮ヲ免ス親屬其他ノ者代テ罰金ヲ納メタル時亦同シ

本條第一項は罰金は裁判確定の日より一月の猶豫を與へて金圓調達の途を得せしめ以て一月以内に納めしむるを定めたるものにして若し其期限の内に納むるも能はざる者は一圓を一日に勘定して即ち十圓の罰金なれば十日の輕禁錮に換へ其一圓に滿たざる五十錢といふが如き罰金にても矢張り一圓と同く一日に勘定するものなり而して其裁判の確定といふは刑事訴訟法に定めたる假令へば第一審に於て裁判言ひ渡しの日より五日を過ぐれば控訴の權利なくなるを以て其裁判の確定と定まること云ふ如きものなり

第二項は罰金に換ふる禁錮は只刑の執行方法に過ぎざるを以て別に裁判の儀式を用ゐずして只訴を起し刑の適用を求むる役たる檢察官即ち檢事が之を求めて裁判官之を命するものなり然し裁判確定より一月を過ぎたる後にあらざれば此換刑處分は犯罪人より願ふことも許さざるなり其上罰金に換へたる禁錮は二年に超ゆるも能はざるなり何となれば禁錮は皆五年以下なるにも拘はらず刑法百九十三條の如

き犯罪なるときは一萬圓の罰金に處せらるるときせば二十六年間も禁錮されればならぬ如きと起りて甚穩當にあらざるが故に本項の如く定めたるなり
第三項は罰金は必らずしも本人より納めずとも親戚其他の者が代て納むることも差支へなきとを定めたるなり然し換刑を受くるは本人に限るものにして又其換刑に依り禁錮に服し居る内に其罰金を納むる時は矢張一日一圓の割にて其禁錮に服したる日數を差引き禁錮を免さるるものなり

第二十八條 拘留ハ拘留所ニ留置シ定役ニ服セス其刑期ハ一日以上十日以下ト爲シ尙各本條ニ於テ其長短ヲ區別ス

拘留は違警罪の主刑にして之を拘留場に留置き別に仕事を爲さしめず其期限は一日以上十日以下にして其長短は各本條に定められたり

第二十九條 科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ト爲シ仍ホ各本條ニ於テ其多寡ヲ區別ス

科料も違警罪の主刑にして性質は罰金と異なるとなきも只金高の少なきにあり而して其多少は各本條の定むる所なり

第三十條 科料ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ納完セシム若シ限

内納完セサルモノハ第二十七條ノ例ニ照シ之ヲ拘留ニ換フ

科料は裁判が極まりて後十日内に納めざるべからず若し十日内に納めざるときは第二十七條と同く一圓を一日に勘定して拘留するものなり故に五錢の科料を納むると能はざるものも矢張一日の拘留に換へて刑せらるるものなり

第三節 附加刑處分

附加刑は主刑の不足を補ふ爲めに主刑と共に科する刑罰にして獨立して科せらるるものにあらず而して之には宣告さるるものと宣告されざるものとありて各其條下に示せり

第三十一條 剝奪公權ハ左ノ權ヲ剝奪ス

- 一 國民ノ特權
- 二 官吏ト爲ルノ權
- 三 勳章年金位記貴號恩給ヲ有スルノ權

四 外國ノ勳章ヲ佩用スルノ權

五 兵籍ニ入ルノ權

六 裁判所ニ於テ證人ト爲ルノ權但單ニ事實ヲ陳述スルハ此限ニ在ラス

七 後見人ト爲ルノ權但親屬ノ許可ヲ得テ子孫ノ爲メニスルハ此限リニ在ラス

八 分散者ノ管財人ト爲リ又ハ會社及ヒ共有財産ヲ管理スルノ權

九 學校長及ヒ教師學監ト爲ルノ權

本條は剝奪公權の成り立ちを示したるものにて即ち剝奪公權は附加刑中の尤も重き刑にして別段宣告せずとも重罪には當然附加する所の刑なり其公權は以下の各項に示すが如く人間の極めて貴重なる身分の資格を奪ひ取るものにて且此刑は終身のものなれば中々容易ならざるものにして重罪の如き大惡を爲す者に是等の

公權を持たしめ置くときは世間に危險を及ぼす恐れ少なからざるが故に之を奪ふて通常人の扱をなさざるなり

第一國民の特權は我國人にのみ有するを得て外國人の決して有するも能はざる公けの權利を云ふ假令へは議員を選舉する權及選舉せらるる權を謂ふが如し然れども我國人が有するも能はずと云ふも彼の土地を所有する權の如きは國民の特權に非ずして之れ私權なるものなり

第二官吏と爲るの權は即ち官吏と爲る資格を云ふものにして之も國民の特權の内如く見ゆれども國民の特權は老少男女の別なく之を有するものにあらずれども官吏と爲るとは何人にも出來るが如く其間に差異あるよりして此に擧げたるなり而して官吏と云ふは勿論官制中に定めたるものを云ふものとす

第三勳章、年金、位記、貴號、恩給を有する權とあるは即ち勳章は其功に依て賜はりたる菊花大綬章とか旭日大綬章とかを云ふものにて年金とは文武官の功勞あるものに假令へば十年以上勤續の者は年々幾何かの金を下賜せらるる如きものを云ひ位記とは叙任條例にある正一位以下從八位までの位階にして貴號とは華族士族といふが如きものなり而して恩給とは陸海軍の恩給金と云ふが如き恩典を以

て官より金圓を給與せらるるものにして是等は假令一旦は功勞ありと故に與へたるにもせよ重罪犯の如き惡人に與へ置くべきものにあらざれば之を取上ぐるものなり

第四外國の勳章を佩用するの權は外國より受けたる勳章は我國の與へたるものに非ざるが故に之を取上ぐるが如きは外國に對して無禮の仕業たるべし故に我國内に於て之を佩ふるの權を奪ふに止まり外國へ行きたる時佩用するは自由になし得る處なり

第五兵籍に入るの權は即ち陸海軍の兵籍に入るの資格を云ふものにして斯様なる犯人は國家を護るの干城と頼むべからざるは無論なればなり

第六裁判所に於て證人となるの權と云ふは證人と爲り誓を爲して逃ふるもは依て以て犯人の罪の有る無しを定むるに大切なるものなるを以て重罪を犯す様なる惡人の證言は採用するの價値なきが故に證人となすを得ざるなり全此證人となるは寧ろ義務といふべきものにして權利といふに至ては其宜しきを得ざるが如しといへども必竟證人と爲るとを得る資格といふに過ぎず如斯公權を剝かれたる者は證人となるを得ずといへども裁判官の參考の爲め事實を述べるとは爲し得るなり

なり

第七後見人と爲るの權は幼者の加き一人前の資格の無き者の財産等凡ての事を監督する者なるを以て重罪を犯したる者に委任せば危險少なからざるが故に之を奪ふものにして必竟之を公權と云ふは宜しきを失するが如くなれども社會は幼者の如き充分の人間にあざる者を保護せざるべからざるを以て之を公權と稱するも敢へて差支なきなり然し親屬之を承知して子孫の爲めに後見をなすは却て子孫の利益となるを以て亦敢て差支なきなり

第八分散者の管財人と爲り又は會社及共有財産を管理するの權は之等の財産は單に其者に限らずして他に其財産に就き利害の關係を有すると尤も廣く殊に分散者即身代限りをなすもの、財産を取締る管財人の如きは其貸方の爲めに正直に之を保たざるを得ざる者なるを以て斯様なる危險の人物には管理をなさしむる能はざるなり

第九學校及教師學監となるの權は此等の者は人の上に立ち人を教導する尤も重要なる役目なるを以て斯様なる犯人が此等の役目に就くを禁したるなり而して此等の職に就くは只に公立官立のみに限らずして私立の學校に於けるも亦同し

第三十二條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終身公權ヲ剝奪ス

本條は前の公權を剝くとは別段宣告せずとも重罪の刑に處せられたる者は當然公權を其一生涯奪ふものなることを規定したるなり

第三十三條 禁錮ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ及ヒ其刑期間公權ヲ行フヲ停止ス

本條は禁錮に處せられたる者は別に宣告せずとも其當時に帶ひたりし官職を失ひ其刑期間第三十一條にある公權を行ふを止めらるるなり必竟夫等の權は之を奪はるるが故に刑期間の經過することも新たに命せらるるに非ざれば元の官吏となるを得ざるなり然し同條の内に在ても勳章年金賞號等は他のものさ異なりて其刑期後更らに受くるを能はざるものなるを以て之を奪ふものには非ずして是等は實際其間受くる處の權を停めらるるのみ

第三十四條 輕罪ノ刑ニ於テ監視ニ付シタル者ハ別ニ宣告ヲ用

ヒス監視ノ期限間公權ヲ行フヲ停止ス

主刑ヲ免シテ止タ監視ニ付シタル者亦同シ

本條は輕罪の刑にて監視を付加せられたる者は別に宣告せずとも當然其監視の間は公權を行ふを止めらるるなり又刑法第二百二十六條の如く主刑を免せられて止た監視のみに付せられたる者に在ても同じく公權を行ふを止めらるるものにして是れ必竟再犯等を防ぐが爲めに設けたる監視の目的より當然斯くせざるべからざればなり

第三十五條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス其主刑ノ終ルマテ自ラ財産ヲ治ムルヲ禁ス

本條は附加刑の禁治産のものを規定したるものにして即ち重罪の刑に處せられたる者は別段宣告せずとも其主刑の終はる迄自己の財産なりといへども之を賣買讓與し或は契約貸借等の處分をなすを禁するに在りて必竟之を許す時は自己の財産を利用して以て獄吏を味方に引入れ或は獄を脱し或は他の者と相通して不正を爲す等の恐あればなり

第三十六條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル時ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルヲ得

本條は流刑に處せられたる囚徒にして刑法第二十一條に依り其獄外に出ることを許されたる者は行政上の處分に依りて財産を處分する權利の幾分を免さるるとあるを規定したるものにして既に島地に在て通常人の如くに住居することを許されたる以上は又從て生計の方法を爲すに自然必要なるを以て其財産の處分を許さるゝものなり

第三十七條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス各本刑ノ短期三分ノ一二等シキ時間監視ニ付ス

重罪の刑に處せられたる者は別に宣告せずとも監視を付して再犯豫防の爲め其行狀を監督するものにて其期限は本刑の三分一に等しき間とす其本刑の三分の一は假令へば有期徒刑なれば其最も短きは十二年なるを以て其三分の一即ち四年とす而して其監視に就ての精きとは刑法の附則に規定せる所なり

第三十八條 輕罪ノ刑ニ附加スル監視ハ之ヲ宣告ス但各本條ニ

記載スル外監視ニ付スルコトヲ得ス

輕罪の刑に處せられたる者は重罪の如くに必らず監視を付するものに非ずして各其本條に規定せられたるものにあらずれば監視に付するを得ざるが故に又必ず之を宣告すべきなり是輕罪は重罪と異なりて再犯の豫防をなすの必要なきものもあり且重罪の如く大惡の罪に非ざるを以て斯様に區別をなしたるなり

第三十九條 死刑及ヒ無期刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス五年間監視ニ付ス

死刑及び無期刑の刑を言渡されたる者獄を逃れ出て二十五年又は三十年を過ぎた時は時効に依りて其刑の執行を免さるゝものなれども其重罪犯たるには相違なく且甚危險なるを以て別に宣告せずとも五十年の間は監視に付せらるゝなり而して其期滿免除に就ては刑法第五十八條以下に詳記せり

第四十條 監視ノ期限ハ主刑ノ終リタル日ヨリ起算ス主刑ノ期滿免除ヲ得タル時ハ其捕ニ就キタル日ヨリ起算ス

若シ主刑ヲ免シテ止タ監視ニ付シタル時ハ其裁判確定ノ日ヨリ起算ス

本條は監視の年限の計算方に就き規定したるものにして即ち監視の期限を算し始むるには主刑の執行の終りたる日より計算するものにして前條の如く期滿免除に依り刑の執行を免ぜられたる者の計算は其捕へられたる日より初め若シ又第百二十六條の如く主刑を免じて止た監視のみを付する場合には其裁判の確定したる日より計算し初むるものなり

第四十一條 監視ニ付セラレタル者其情狀ニ依リ行政ノ處分ヲ以テ假リニ監視ヲ免スルコトヲ得

監視に付せられたる者能く其規則を守り過を悔めたる狀況の見ゆる者には之を勵ます爲めに行政上の處分を以て監視を許すを得るものにして其手續きは刑法附則中に規定せる所なり

第四十二條 附加ノ罰金ハ之ヲ宣告ス若シ一月内ニ納完セサル時ハ第二十七條ノ例ニ照シ輕禁錮ニ換ヘ主刑滿限ノ後之ヲ執

行ス

罰金の附加刑は一々之を宣告し且其附加の罰金に處せられたる者裁判確定の日より一ヶ月の内に其罰金を皆納せざる時は主刑の罰金を納めざる者を取扱ふと同トくし一圓を一日に勘定して定役のなき輕禁錮に換へ行ふものにして其換刑を行ふは主刑を行ひ終りたる後に於てするものとす

第四十三條 左ニ記載シタル物件ハ宣告シテ官ニ沒收ス但法律

- 規則ニ於テ別ニ沒收ノ例ヲ定メタル者ハ各其法律規則ニ從フ
- 一 法律ニ於テ禁制シタル物件
- 二 犯罪ノ用ニ供シタル物件
- 三 犯罪ニ因テ得タル物件

本條は附加刑の沒收を規定したるものにして此條に記したる物は宣告して官に取上ぐるなり然し他の法律規則に於て沒收の規則を規定したるものは其規則により之を處分するものとす

第一法律に於て禁制したる物件とは法律に於て之を製造し又は私かに所有するも

を禁ずたる物即貨紙幣等に紛らはしきものの如きは之を其儘に現存せしめんが再
ひ之を使用する等の恐ありて社會の安寧を害する少なからざるを以て之を取上げ
破壊するものなり。

第二犯罪の用に供したる物件とは犯罪の手段に用ゐたる物件を云ふものにして即
ち殺人罪に用ゐたる刀劍又は貨紙幣を偽造する爲めに用ゐたる器械の如し是れ皆
之を取上げざるに於ては再之を使用して犯罪を爲すの恐れあるを以てなり然れど
も犯罪の用に供したるものと犯罪の結果を處するが爲めに用ゐたる物とは之を區
別せざるべからず即ち窃盜が物を窃みて之を運ぶ爲めに用ゐたる車の如きは犯罪
の結果を處するが爲めに用ゐたものなるが故に之を沒收すると能はざるなり
第三犯罪に因て得たる物件とは假令へば官吏が賄賂收受罪に依て得たる物又は窃
盜が犯罪に依りて直接に得たる贓物の如きものを云ふ其直接に非ずして假令へば
窃盜が金圓を盜み其金圓を以て買ひたる品物の如きは直接犯罪に依て得たる物品
に非ざるを以て沒收すると能はざるなり

第四十四條 法律ニ於テ禁制シタル物件ハ何人ノ所有ヲ問ハス
之ヲ沒收ス犯罪ノ用ニ供シ及犯罪ニ因テ得タル物件ハ犯人ノ

所有ニ係リ又ハ所有主ナキ時ノ外之ヲ沒收スルヲ得ス

本條は前條に沒收すべき一般の規定を爲したる例外を規定したるものにして其第
一の法律に於て禁制したる物件は其物の性質上何處に在るも危険なるを以て其持
主の誰彼に論なく之を取上げ以て其危険を拒くものなり第二の犯罪の用に供した
る物件は其犯罪人の手に残り置くときは又罪を犯すが如き危険あれども若し他人
の手に在れば有用のもののみならず且一度犯罪人の使用したれば逆罪なき他人
の物を取上げる理なければ犯罪人自己の所有に係るべきか又は其持主の分明なら
ざる時の外は決して沒收せざるなり又第三者の犯罪に因て得たる物件も犯罪人は
正しからざる手段に因て得たるものなれば之を取上げざるに於ては千圓若くは萬
圓を値ひする品物を盜み來たりて短き期間の禁錮にて其物品は自己の所有となる
させば所謂直段の好き働きをなし以て賃金を取るも同一なるを以て之を取上げる
は當然なりと雖も所有主の存する物は一度犯人の手に入りたるを口實となして官
に取上げらるゝの理由なきが故に其所有主あるものは之に返すべきは勿論なりと
す而して茲に所謂所有主なきとは相當の手續を以て尋ねるも所有主の知れざる場
合を謂ふものにして全く所有主なきと云ふの意にあらず何となれば若し全く所有

主なきものなりとせば窃盜の犯罪に依て得たる物件の如きは窃盜罪を以て目する能はざればなり

第四節 徵償處分

徵償處分は犯罪より生じたる結果を償ふ方法にして民事に屬する性質を帶ふ即ち裁判費用の取立方又は犯罪に因て得たる贓物の返却方又は犯罪の爲めに人に害を與へたる其償ひ方等に關する規定に他ならず尙其詳細は刑法附則及び刑事訴訟法に散見する處なり

第四十五條 刑事ノ裁判費用ハ其全部又ハ幾分ヲ犯人ニ科ス但其費用ノ額ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

本條の裁判費用の額は刑法附則に規定し是れに依りて取立つるものなり而して其幾分を犯罪人に科す云ふは甚だ奇なるが如しさいへども證人の如き犯罪人の請求によりて呼出す者の日當等は犯罪人より取立て可なるが如きも檢事が鑑定等の爲め鑑定人を命するが如き其事件直接に必要ならざる費用もあるを以ての故に幾分と云へるなり若し又無罪の言渡しを受けたる者には勿論費用の支拂を命するも

能はざるなり

第四十六條 犯人刑ニ處セラレ又ハ放免セララル、ト雖モ被害者

ノ請求ニ對シ贓物ノ還給損害ノ賠償ヲ免カル、トテ得ス

本條は即ち民事と刑事との分るる所にして其犯罪人たるものが刑罰を受けたる場合に於ても其刑罰を受けたる一事を以て其犯罪に因て得たる贓物を返し又は其犯罪の爲めに人に害を蒙らしめたる其損失は其害を受けたる者の求めに對して免かること能はざるなり又論罪放免せられたる場合に於ても刑事上の罪なしさいへども民事上の過まちあつて害を蒙らせたる時は亦其責を負はざるを得ざるなり然れども此場合に所謂犯人とは被告人の謂にして無罪の者は素より犯罪をなしたる者に非ざるが故に之を犯人と云ふに至ては少しく不穩なるが如し

第四十七條 數人共犯ニ係ル裁判費用贓物ノ還給損害ノ賠償ハ

共犯人ヲシテ連帶セシム

本條は二人以上の者共に罪を犯したる場合に其裁判費用及犯罪に因て得たる贓物其他損害を償ふとに就て其負擔の事を規定したるものにして其負擔の仕方は如何に

之をなすか云ふに即ち其仲間の人残らすにて連帶するものにして連帶せば即ち數人が一人の如くに互に其責ふべき義務の全部を盡くす云ふの意なり

第四十八條 裁判費用贓物ノ還給損害ノ賠償ハ被害者ノ請求ニ依リ刑事裁判所ニ於テ之ヲ審判スルヲ得若シ贓物犯人ノ手ニアル時ハ請求ナシトイヘ直チニ之ヲ被害者ニ還付ス

本條は裁判費用及贓物を返却すると又は損害を償ふと等に關する規定にして即是等は其害を受けたる者の求めに依りては本來民事に關するものなるも其刑事の事件と關係するを以ての故に便宜上刑事の裁判所に於て其事件と一所に調べ以て判決するとを得るなり而して其手續の精細は刑法附則及刑事訴訟法に記せるを以て相参照すべきなり若し又其犯罪に依て得たる不正品にして犯罪人の手に現存し居る時は別段其奪はれたる者より裁判所へ願出すとも返却せらるるものなり

第五節 刑期計算

本節は凡て刑罰の月日及び時の算へ方を規定したるものにして其如何なる日より算へ起し如何なる時に數へ終るか等の事を細かく定めたるものなり夫故に罰金料

料等には更に關係を有せざるなり

第四十九條 刑期ヲ計算スルニ一日ト稱スルハ二十四時間ヲ以テシ一月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從テ受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス一日ニ算入シ放免ノ日ハ刑期ニ算入セス

本條は刑期の計算方を定めたるものにして即ち刑法に於て一日と稱ふるは二十四時間のとを云ふ假令へば十日と云ふときは二百四十時間にして午後一時に一日の拘留を言渡さるれば翌日の午後一時迄拘留せらるるものなり又月といふときは三十日を以て一月とするものなるを以て二月の一日に一ヶ月の禁錮を言渡さるれば二十八日を以て二月の月は終ると雖も三月の二日にあらざれば一ヶ月ならざるなり又年といへば曆に従ふものなるが故に平年なりせば三百六十五日なるも閏年なるときは三百六十六日となるなり

第二項の規定は刑を受けたる日は假令午後なるも又は夕方なるも尙ほ一日として算へ又放免の日は日數に算せざるを以て刑期の終りたる翌日にあらざれば放免さ

れざるなり然れども監獄則第十條には満期の囚人を放免するは午前十時を過ぐるを得ずと定めたり此くの如く第二項を以て刑を受けたる初めの日は何時たりとも一日と算するもに定めたるを以て前項に一日とは二十四時を云ふと記せるも實際は午前の〇時に刑に就きたる者に非ざれば十日にして二百四十時間とならざるが故に一日を二十四時となすは結局無益の定めたるのみ

第五十條 刑ハ裁判確定シタル後ニ非ラサレハ之ヲ執行スルヲ得ス

本條は刑の執行を始むる時を定めたるものにして即ち刑は言渡したる裁判が確定し定まりたる上にあらざれば行ふを得ざるなり而して此裁判の確定するは委しく刑事訴訟法に定めあるところなれども之を一言せば第一審の判決は其言渡のありし日より五日内は控訴するを得るが故に其五日の過ぐる迄は未だ判決は確定せず従つて刑を行ふと能はざるなり缺席判決等の委しき場合は刑事訴訟法を一覽するに非ざれば知るを得ざるべし

第五十一條 刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス若シ上訴ヲ爲シタ

ル者ハ左ノ例ニ從フ

- 一 犯人自ラ上訴シテ其上訴正當ナル時ハ前判宣告ノ日ヨリ起算ス若シ其上訴不當ナル時ハ後判宣告ノ日ヨリ起算ス
- 二 檢察官ノ上訴ニ係ル者ハ其上訴正當ナルト否トヲ分タス前判宣告ノ日ヨリ起算ス
- 三 上訴中保釋ヲ得又ハ責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルヲ得ス

刑期の計算をなすには其刑名の言渡しを受けたる日より算用するものにして其訴を不當として其上級の裁判所に調べ直しを願ひたる者は左の規則によりて計算するものとする然れども之れ未だ裁判の定まらざる内より獄に拘はれ居る者に就て云ふものにして尙ほ外に在りし者に就ては此第三項にもある如く其刑に就たる日より算するものと解釋せざるべからず若し然らずせば違警罪の如き拘留をなさざるを以て當然となす場合に三日の拘留に處せられたる者は三日の間は正式の裁判を

乞ふ爲めに猶豫あるを以て未だ裁判は確定せざるべし然らば即前條にもあるが如く裁判の確定せざる間は刑を行ふと能はざるを以て必竟刑を受けずして終るに至るべし故に此刑名宣告の日より刑期を算へ出すといふは獄に入り居る者に就て言ふものと解せざるべからず

第一項の規定は犯罪人が裁判の言渡しに服せずして上訴をなし其上訴理由あるものとなり前の裁判の不當なりし時は前の裁判の言渡しを受けたる日より勘定するものにして假令へば前に五ヶ月の禁錮を言渡されたるに上訴をなして其裁判が二ヶ月を過ぎて前の裁判を取消し更らに三ヶ月に處せられたる時は既に前裁判の言渡しを受けてより二ヶ月間獄に在りしが故に後一ヶ月の刑に就けば済むものなり然れども之に反して犯罪人の上訴は其當を得ずして矢張前の裁判の正しかりし時は二ヶ月後の裁判の言渡しの日より算し出して更らに五ヶ月刑に就かざるべからざるを以て結局二ヶ月間獄に在りたるだけ損となるなり

第二項は假令犯罪人は言渡しに服したるも檢察官即ち檢事に於て裁判官即ち判事の言渡を不當となして上訴をなす時は其後の裁判に依り其上訴をあるものとなすも或は當を得ざるものとなすも共に最初の裁判言渡しの日より算し初むるものなり

り

第三項は上訴の調へ中に於て或種類の犯罪によりて逃亡等の恐れなき時は犯罪人の願により保證人を立て又は保證金を取り何時にても呼出あれば出頭すべき受書を出し以て獄を出さしめたる保釋又は裁判官が逃亡等の恐れなき者と認め親戚などへ其監守を命じて出獄せしむる責付などによりて獄中に拘留されざりし日數は第一項第二項の場合に於ても其獄を出てたりし間は刑期の中に算へ入れざるなり

第五十二條 刑期限内逃亡シ再ヒ捕ニ就キタル者ハ其逃走ノ日數ヲ除キ前後受刑ノ日ヲ計算ス

本條は刑期の内に獄を逃れたる時は其逃亡して居たりし間は刑期の日數に算へ入れざるものにして刑に就きたる日より逃れ出たる日迄を再び捕れに就きたる日より後を加へて以て其刑期を算するものなり

第六節 假出獄

假出獄とは未だ刑期の終らざる罪人を出獄せしめ以て自由の生活を許すものなり然れども自由の生活とはいふものと素と未だ刑期中の罪人なるが故に種々の條件

は之を守らざるべからず而して此假出獄を設けたる所以は一には罪人に過を悛たむるを奨むる爲入獄中能く監獄の規則を守り改心の様子ある者に許し一には志を悛たる者に漸次正しき職業に就く用意をなさしむるに在りとす

第五十三條

重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者獄則ヲ謹守シ悛改ノ狀アル時ハ其刑期四分ノ三ヲ經過スルノ後行政ノ處分ヲ以テ假リニ出獄ヲ許スコトヲ得

無期徒刑ノ囚十五年ヲ經過スル後ノ亦同シ

流刑ノ囚ハ第二十一條ニ照シ幽閉ヲ免スルノ外假出獄ノ例ヲ用ヒス

本條の規定は重罪と輕罪とを問はず處刑を受けた後能く獄中の規則を守り其所爲を改めたる狀況のある者は其言渡されたる刑期の四分の三假令は四年の者は三年を過ぎたる後には行政上の處分を以て假りに獄を出づるとを許すものなり
無期徒刑は生涯獄を出ると能はざるものなれば前項の如く刑期の四分の三といふ

が如きとは解し得られざるを以て別に十五年を過ぎたる時は矢張前項と同じく假りに獄を出づるとを許すものなり

流刑の罪人は第二十一條に幽閉を免するの規定あるが故に別段此假出獄の規則を適用するに及ばざるなり

第五十四條 徒刑ノ囚ハ假出獄ヲ許サル、ト雖モ仍ホ島地ニ居住セシム

徒刑に處せられたる罪人は前にも云ふ如く島地に送らるる者なれば假りに出獄を許さるるも内地に歸ると能はずして尙ほ島地に住せしむ是れ必竟取締處分に便利にして開拓に利益あるを以てなり而して此徒刑の罪人にして假出獄を許されたる時は家族を呼寄せ共に住居するを得るは刑法の附則に定むる所なり

第五十五條 假出獄ヲ許サレタル者ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免スルコトヲ得但本刑期限内特別ニ定メタル監視ニ付ス

假出獄を許されたる者は行政上の處分に依りて自己の財産を處分する權の幾分を

免るるものにして是れ第三十六條の解に於て説きたる所と同一の理由に依るものなり然れども其本來の刑期の間は特別の監視に付せらるるものにして特別の監視と云ふは刑法附則に規定せる如く只其通常の監視と異なる所の一を擧ぐれば通常の監視は毎月二度警察署へ出頭せざるべからざるに特別監視は毎週間に一度つゝ出頭すべきに在り

第五十六條 假出獄中更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ直チニ出獄ヲ停止シ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入スルヲ得ス

本條は假りに出獄を許され居る内再び重罪なり輕罪なりを犯したる時は直ちに假出獄を止めて再び獄中に入れ其上假りに出獄を許され居たる内の日數は本刑の期限に數へ入れずして其出で居たる日數だけ服役せざるを規定したるものなり

第五十七條 刑期限内更ニ重罪輕罪ヲ犯シタル者ハ假出獄ヲ許サス

本條の規定は刑期の内に再び重罪なり輕罪なりの罪を犯したる者は必竟改心の實なきものなるが故に假出獄を許さずと云ふに在り

第七節 期滿免除

期滿免除と云ふは刑の言渡しを受けて已に執行すべきもの又は執行中に逃走するか又は其他の理由にて刑の執行を免かれ一定の時間を過ぎたるものは其執行を免るるを云ふものにして其理由とする所は必竟斯様に月日の長く過ぎたるものは世間の記憶も既に消へたるものなれば今更に之を行ふの必要なければなり然れども刑事訴訟法に所謂期滿免除は又之と別異のものにして此は刑罰を受ける義務を免るるものなれども刑事訴訟法に於ては公訴の期滿免除を云ひ檢事の訴を起すに付ての期滿免除なり

第五十八條 刑ノ執行ヲ遁レタル者法律ニ定メタル期限ヲ經過スルニ因テ期滿免除ヲ得

本條は期滿免除の方法を規定したるものにして即ち刑の執行を遁れたる者假令へば中途に逃亡するか又は初めより逃亡して言渡に缺席したるが兎に角其刑を行なはるることを免かれたるものは法律に定めたる時を過ぐれば期滿免除を得て假令其後に捕へらるるも刑罰を行はるるをなきなり然れども剝奪公權、禁治産の如き無

形の刑罰は勿論期滿免除を得るとなし何となれば是等の附加刑に付ては別に執行の行爲を必要とせずして社會は只懷手して罰し往かるればなり

第五十九條 主刑ハ左ノ年限ニ從テ期滿免除ヲ得

- 一 死刑ハ三十年
- 二 無期徒流刑ハ二十五年
- 三 有期徒流刑ハ二十年
- 四 重懲役重禁獄ハ十五年
- 五 輕懲役輕禁獄ハ十年
- 六 禁錮罰金ハ七年
- 七 拘留科料ハ一年

本條の規定は此に列記したるが如き年數を經れば世間に於て其罪を忘るゝならんこの立法者の推量より斯様に定めたるものにして必竟刑事訴訟法の公訴期滿免除より一體に年限の長きは刑事訴訟法のは未だ罪が定まらずして罪となるか或は罪

こならざるかも分明ならざる程のものなれども此は既に罪の定まり居るものなるを以て世人の忘るゝ日限も自然長しとの考へより斯様に定めたるなり而して無期徒流刑とあるは無期徒刑無期流刑と云ふにして其次きの有期徒流刑も同じきなり

第六十條 剝奪公權停止公權及ヒ監視ハ期滿免除ヲ得ス

附加ノ罰金ハ主刑ト共ニ期滿免除ヲ得

沒收ハ五年ヲ經テ期滿免除ヲ得但禁制物ハ期滿免除ノ限リニ在ラス

本條は附加刑に就ての期滿免除を定めたるものにして即ち前に説きたる附加刑の剝奪公權又は停止公權又は監視の如きは假令逃走か何年に亘るをも期滿免除を得ざるなり何となれば是等の刑は徒刑又は禁錮の刑の如く有形上に之を行ふものにあらずして只無形に之を行ふものなれば之を行ふも目之を見る能はざるを以て期滿免除を得ざるなり固より此期滿免除と云ふは刑の執行を免るるものなるが故なり

附加の罰金は其主刑と同しく有形上に之を取立てるものなれば共に期滿免除を得るは當然のとなり又禁治産の如きも主刑と進退を共にするが故に期滿免除を得べきなり

沒收は亦有形上に行はるるものなるを以て五年の期限を以て期滿免除を得るなり然れども之を主刑と同くせざる所以は抑も沒收は重罪輕罪違警罪共に通して行はるるものなれば之を主刑と同くせしならば同く沒收か或は三十年となり或は十年となり不都合を生すべきを以て別段に之を五年と定めたるなり然れども法律に於て禁じたる物件は元々人の所有すべきを禁じたるものなれば假令幾年を経ることも之に期滿免除を與ふることなきなり

第六十一條 期滿免除ハ刑ノ執行ヲ遁レタル日ヨリ起算ス若シ捕ニ就キ再ヒ逃走シタル時ハ其逃走ノ日ヨリ起算シ闕席裁判ニ係ル時ハ其宣告ノ日ヨリ起算ス

本條は期滿免除の期限の計算方を規定したるものにして即其期限を數へ出すには刑の執行を遅れたる日より算へ始むるなり若し一度捕へられて再び逃亡したる時

は其再び逃亡したる日より更に算ふるものにして始め逃げ居たる内は期限に算へられざるなり又闕席裁判即ち犯罪人が自らより裁判所へ出頭して取調を受けず居ざる儘にて言渡されたる刑の期滿免除を算へ出すには其裁判言渡しの日より算ふるものとす

第六十二條 刑ノ執行ヲ遁レタル者ニ對シ逮捕ヲ命シタル時ハ最終ノ令狀ヲ出シタル日ヨリ期滿免除ヲ起算ス

本條は期滿免除の期限の進行を止める一の規定にして即ち其刑を遅れた者に對して檢事か之を捕ふべき者の逮捕狀即ち命令を發したる時は其一番終りに命令を出したる日より期限を數へ出すものなり是必竟期滿免除は前にも云へるが如く社會が其罪を忘れたるならんを推量して其刑を免るすものなるを以て若し檢事が之を捕へ來れよとの命令を發したるときは未だ社會が其罪を忘れざる證據なるを以て其一番終りの命令を出したる日より算へ始むるものとす

第八節 復 權

復權とは即ち前に剝奪せられたる公權停止せられたる公權なきの權利を取戻すも

をいふものにして若し如何に改心するも取戻すを得ざるものとせば誰れも改心する者なきを以て其改心の様子次第にて斯様なる規定を設け以て其改心を誘ひ促かすものなり

第六十三條 公權ヲ剝奪セラレタル者ハ主刑ノ終リタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後其情狀ニ因リ將來ノ公權ヲ復スルヲ得ル主刑ノ期滿免除ヲ得タル者ハ監視ニ附シタル日ヨリ五年ヲ經過スルノ後亦同シ

本條は一旦奪ひ取られたる公權を取回へす所の規定にして即ち之を取回へすには主刑の濟みたる日より五年を過ぎて其様子に依るものにして夫より先きに向て一旦奪はれたる公權を戻し與へらるるものにして即ち剝奪公權は終身のものなれども其改心に依りて元の如くに復權さるるものなり

又主刑が期滿免除に依りて其執行を免されたる者は其監視に付したる日より五年を過ぎて其様子が改心の實ありと認められたる時は前項の如くに剝奪されたる公權を復し與ふるものなり然れども此公權を復さるることを云ふも第三十一條の規定

中に在る勳章年金位記號恩給の如きは復されざるなり何となれば此等は政府より其人の功を賞する爲めに與へられたるものなるを以て一旦之を取上げたる以上は再び夫丈の功なくんば下されざればなり復權といふも是丈のものは復へさるるものにあらずして只國民の特權官吏を爲るの權及其他の權を復へすに過ぎざるのみ

第六十四條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ直チニ復權ヲ得特赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ赦狀中記載スルニ非サレハ復權ヲ得

ス 赦ニ因テ復權ヲ得タル者ハ自ラ監視ヲ免シタル者トス

大赦は天皇陛下の特權に屬し陛下の思召に依りて行はせるものにして近くは憲法發布の時に行はれたる事あり而して此大赦は云ふは全く其罪を打消し併せて裁判の効力をも消すものなれば復權を得るは又當然なるべし然して其特赦と異なる所は大赦は特赦の如く或る定まりたる人に對して行ふものにあらずして其事件に對して行ふものなること且大赦は特赦の如く犯罪人の刑を免するのに非ずして其罪を

消すものなり夫故に大赦は裁判の前と後とに別なく且罪を消すものなれば假令後に罪を犯すも再犯となるをなしといへども特赦は裁判確定の後にあらざれば之を行ふを得ざるものにして只其刑を免せらるるに過ぎざれば後に再び罪を犯すときは再犯となるは當然なり又大赦は國事犯と若くは特別の犯罪にあらざれば適用さるるをなく且大赦を得たる者は當然復権さるるものなれども特赦は如何なる種類の罪にても之を適用すといへども復権は其赦状の中に明かに復権せしむるを記載するに非ざれば復権さるるをなきなり然れども大赦にせよ特赦にせよ赦しに因て復権を得たる者は監視は當然免ぜらるるものなり

第六十五條 復権ハ勅裁ニ非サレハ之ヲ得可カラズ

本條は一旦奪ひ取りたる公權を復へすは甚重大の事なるが故に天皇陛下の御親裁あるに非ざれば之を得可きものに非ざるとを規定したるなり

第三章 加減例

加減例は刑を加へたり又は減たりするの方法を定めたるものを云ふ

第六十六條 法律ニ於テ刑ヲ加重減輕スヘキ時ハ後ノ數條ニ記

載シタル例ニ照シテ加減ス但シ加ヘテ死刑ニ入ルコトヲ得ス

本條は是より後の條に規定する種々の理由よりして刑を加へて重くし又は減して輕くするは以下數條の規定に依てなすべきものなることを規定したるものなり然れども如何に重くする事情あるも刑を加ふる爲めに死刑に處するとは能はざるなり

第六十七條 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 輕懲役

本條は常事犯の重罪に就て加減の等級順序を示したるものにして死刑を減すれば無期徒刑と爲り輕懲役を加ふれば重懲役と爲るが如し

第六十八條 國事ニ關スル重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

- 一 死刑
- 二 無期流刑
- 三 有期流刑
- 四 重禁獄
- 五 輕禁獄

本條は前條と同トク只其國事犯の重罪に就ての加減の等級を示したるなり

第六十九條 輕懲役ニ該ル者減輕スヘキ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス
 輕禁獄ニ該ル者減輕ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處スルヲ以テ一等ト爲ス

本條は常事犯と國事犯との重罪が減じて輕罪となる場合を規定したるものにして

即其一等を減ずる場合には常事犯の輕懲役に在ては二年以上五年以下の重禁錮にして國事犯の輕禁獄に在ては二年以上五年以下の輕禁錮とす而して其二等以上を減ずる場合は第七十條に依るものなり

第七十條 禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本條ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト爲シ其加重ス可キ時ハ亦四分ノ一ヲ加フルヲ以テ一等ト爲ス
 輕罪ノ刑ハ加ヘテ重罪ニ入ルヲ得ス但禁錮ハ加ヘテ七年ニ至ルヲ得

本條は禁錮罰金に該るべき者の加減方法を定めたるものにして即其方法は各其本條に記載したる刑期若しくは金高四分の一を加へ又は減ずるを以て一等とすなり假令へば二月以上四年以下の刑に一等を加ふるにすれば二月に四分の一を加へて二月十五日となし四年に四分の一一年を加へて二月十五日以上五年以下となすが如し其減ずる時及罰金の加減に就ても亦是れと同トキなり

第二項の輕罪の刑は加へて重罪に入るとを得ずとは加へて死刑に入るを得ずとい

ふさ同一にして重罪の刑は其狀情重き者に科するの刑なるを以て輕罪の刑に比すれば最も惡むべき者に加ふるものなれば其扱ひ方に就ても大に異なるなり假令へば宣告せずして終身公權を剝奪し又或る間監視に付する等無形の權利の上に刑を科する等にして其狀情の輕き輕罪を加へて重罪に入れしめざるなり然れども其情狀の重きものは加へて七年迄の禁錮に處するを得ざる雖も其輕罪たるに於ては更に變りなきなり然れども此加減に就き茲に再思すべきとあり即ち其二等以上を加減するの仕方是れなり其二等の加減には二通りの仕方あるものにして即ち一は本刑より直ちに其四分の一の割合を以て二等を加減すると假令へば二年以上四年以下の刑なれば一等にて其四分の一を減する時は一年半以上三年以下となり更に夫より本刑即二年以上四年以下の四分の一を減する時は一年以上二年以下となり四等を減すれば遂に零となる仕方にして一は本刑より一等即四分の一を減し更に其得數より其得數の四分の一を減して二等となすこと假令へば本刑が二年以上四年以下なるときは其一等を減したるものは前の例と同しく一年以上三年以下なれども之れより其四分の一を減するものとせば一年一ヶ月半以上二年七ヶ月半以下となり四等を減するも尙ほ七ヶ月十六日餘以上一年五ヶ月二十一日餘以下と

なりて大に其間に差違を見るに至ることあるべし然れども實際は前の例即ち四等を引けば零となる方法を取ること現今我刑法の仕方なるなり所謂遞加遞減の方法に非ずして通加通減の方法なり

第七十一條 禁錮ヲ減盡シタル時ハ拘留ニ處シ罰金ヲ減盡シタル時ハ科料ニ處ス禁錮罰金ヲ減シテ其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下ニ及ブ時ハ亦拘留科料ニ處スルヲ得

本條は輕罪を減し盡したる時のとを定めたるものにして即禁錮を減盡したる時は拘留に處し又罰金を減し盡したる時は科料に處するものなり又之を減したる結果にして禁錮に在ては十日以下罰金に在ては一圓九十五錢以下に及びし時は又拘留科料にするなり是れ其性質の相同トキが故なり

第七十二條 拘留科料ニ該ル者加減ス可キ時ハ禁錮罰金ノ例ニ照シ其四分ノ一ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス

違警罪ノ刑ハ加ヘテ輕罪ニ入ルヲ得ス但拘留ハ加ヘテ十二

日ニ至ルヲ得減シテ一日以下ニ降スヲ得ス科料ハ加ヘテ
二圓四十錢ニ至ルヲ得減シテ五錢以下ニ下スヲ得ス

本條の規定は拘留科料に該る者の加減の仕方凡て第七十條の禁錮罰金の加減の
仕方と同しく各本條の刑期の四分の一を加減するを以て一等となすものにして罰
金も夫と同しく四分の一を加減するものなり

違警罪を加へて輕罪に入るとを得ずといふは輕罪を加へて重罪に入るること能は
ずと云ふと同し理由にして拘留は加へて十二日まで科料は加へて二圓四十錢まで
科するを得れども其性質たるや矢張違警罪なり又其減するに於ては拘留は
一日科料は五錢以下になすことを得ずして如何に減するも一日の拘留が五錢の科
料には處せらるるものなり

第七十三條 禁錮拘留ヲ加減スルニ因テ其期限ニ零數ヲ生シ一
日ニ滿タサル時ハ之ヲ除棄ス

本條の規定は禁錮の如き拘留の如きは本刑の四分の一を加減するものなるを以て
算術上割り切れずしてコンマ以下何時何十分などの如き零數の生じたる時は之を

切棄つるものなり

第七十四條 附加ノ罰金ハ主刑ニ從テ加減シ其金額ノ四分ノ一
ヲ加減スルヲ以テ一等ト爲ス若シ減盡シタル時ハ止テ主刑ヲ
科ス

本條は附加刑に就て加減の方法を規定したるものなれども剝奪公權の如きは終身
にて停止公權禁治産は主刑と同様に進退するものにして加減すべきものに非ず
又沒收は固より之を分かつと能はざるものなれば加減するを得ざるべく又監視
は其目的異なるを以て加減すべきものにも非ず只罰金のみ其主刑と共に加減され
得るとを定めたるものにして其加減は同しく四分の一を加減するのを以て一等と
なし又之を減し盡したる時は只に主刑計りを科するのみ

第四章 不論罪及減輕

本章は其結果より見るときは犯罪には相違なきも法律は他の理由により之を罪と
して刑罰を加へざるものにして全體法律が犯罪として刑罰を加ふるには其罪を犯
す心と犯罪の所爲と犯罪の結果との此三つのもの全く揃ふに非ざれば罰せざるも

(第一編 總則 第四章 不論罪及減輕)

（第一編 總則 第四章 不論罪及減輕 第一節 不論罪） 六十六
及宥恕減輕

のにして即ち本章の規定は其三つの者を缺くか又は三つの者揃ひ居るも其刑を受くるの前に改心したる時は其刑を軽くする等の場合を定めたるものにして其詳しきとは各其條下に至り説明すべし

第一節 不論罪及宥恕減輕

本節は不論罪と宥恕減輕との規定を示したるものにして不論罪と云ふは結果より云へば罪は罪なれども前に云へるが如く心と其所爲とに缺くる處あるよりして罪として之を問はざるものにして必竟無罪といふに外ならざるなり又宥恕減輕といふは矢張其罪を犯すの心あり又は其所爲もあつたれども其心十分ならず云ふが如き理由よりして其罪を宥るし勘辨をして普通の刑より幾分か軽くするものなり

第七十五條 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非ラサルノ所爲ハ其罪ヲ論セス

天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己若クハ親屬ノ身體ヲ防衛スルニ出タル所爲亦同シ

抗拒すべからざるとは自分に拒き止むるを能はざるを云ひ強制とは拒くと能はずして無理に押し付けらるることにして夫が爲めに刑を犯したる者は自分の心より致したるに非ざるを以て其罪を問はざるなり而して其意にあらざるとは他の者を害せんとの悪しき心のなきを云ふものにして脅かされたる爲め自分にて自分の自由の心を支配するとの能はざりしとを云ふものなり又抗拒すべからざる強制とは例へば體の自由をきかなくして人を打たせたり或は火を放させたりする計かりでなく刀を抜いて汝此家に火を放たざれば殺すぞと脅かされて餘義なく火を放ちたる場合にては矢張り同トとなり夫故に拒くと能はざる強制といふは體の自由を奪はれたるでも又自から自分の勝手にする心の自由を奪はれたるでも亦同トきなり然れども其強制は他より來りたるものにして他に避くるの道なくして目の前に切迫して居る場合ならざるべからず假令ば三日の内に或家に火を放たざれば殺すこと云ひて脅されたる時の如きは之を官に告ぐるなりして之を逃がるゝ仕方あるが故に手向かひ又は拒ぐとの能はざるものに非ず夫故に若し此場合に火を放たんか矢張罪たるを免かれざるなり

第二項は天災とは即ち地震とか暴風とか云ふ如き災害にして其他意外の變とは即
（第一編 總則 第四章 不論罪及減輕 第一節 不論罪） 六十七
及宥恕減輕

ち難船の如き思の外の出来とに因りて之を避くると能はざる危き目に遇て自己若くは妻子などの體を防ぎ守る爲めに人に害を加へたる者は其罪を問はざるなり即ち之を譬ふれば地震の時に當り逃ぐる爲め他家の道具等を踏み毀はしたりとも財産毀棄の罪に問はるるとはなく又は親か若くは妻か他人に殺され掛かつて居るを助けんが爲め馳け行くとき人を突倒し怪我を爲しても歐打創傷の罪には處せられざるなり即ち法律は自己の身を殺しても人を助けよきははず自己の危きときには人に害を蒙らしても仕方がなきなり其他場合に依りての精しき規定は漸次に下の條下に定めたり要之法律は普通人に向て身を殺してまて仁を爲せよと命するものに非ざるなり

第七十六條 本屬長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタル者ハ其罪ヲ論セス

自分の監督されて居る長官の言附けに従つて職務上爲したる罪は又罪として處分を受くるとはなきなり假令ば檢事が逮捕狀を以て或る人を縛り來れど憲兵巡查等に命令したる時には憲兵巡查は假令其人に罪なきと思ふも之は職務にして長官の

命令なるを以て不法逮捕には非ざるなり何となれば是等の者は檢事の命令に従はざるべからざるの義務を有するが故なり然れども假令上官の言ふとにせよ一より十まで必ずしも從はざるべからずと云ふには非ずして假令ば其上官が或藝妓の犯せる罪なきを知るも只だ自己の戀を叶へざるを以て縛り來れど命したる時に其言に従ひ之を縛れば罪となるなり何となれば憲兵や巡查の如きは戀の取持するのは職務に非ざるを以てなり故に本條に依つて不論罪となるには(一)本屬長官の命令なる(二)職務に依つて爲したる(三)二條件を具へざるべからず

第七十七條 罪ヲ犯ス意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論セス但法律規則ニ於テ別ニ罪ヲ定メタル者ハ此限ニ在ラス

罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラスシテ犯シタル者ハ其罪ヲ論セス
罪本重カル可クシテ犯ス時知ラサル者ハ其重キニ從テ論スル
コトヲ得ス

法律規則ヲ知ラサルヲ以テ犯スノ意ナシト爲スコトヲ得ス
(第一編 總則 第四章 不論罪及減輕 第一節 不論罪) 六十九

（第一編 總則 第四章 不論罪及減輕 第一節 不論罪） 七十

本條の第一項は罪を犯すの心なくして爲したる所爲は其罪を問はずと云ふに在りて假令ば失火さか又は過つて人を傷けたさか云ふ者は固より火を放つさか人を殺傷するの意なきを以て罪を問はざるなり然れども其但し書きにもあるが如く若し法律規則を以て其罪を犯す心なき所爲でも別段に罰するさかいふことを定めてあるものは格別なるを以て矢張失火の如き過つて人を殺し傷けたるさきの如きも刑法に明文あるが故に尙ほ罰せらるるものなり然れども是等は其規定なくんば即ち其罪を問はざるなり何さなれば失火は焼くつもりにて爲したるに非ずして全く疏忽より起りたるものなればなり

第二項の罪を爲るべき事實を知らずしてと云ふは夫なき女なりと思ふて結婚し若くは密通したるさきの如きを云ふ是れ尙ほ第一項の犯意なき所爲は其罪を論ぜずと云へる一條あるを以て別に本項を設くるの必要なきが如しと雖も只だ末項の規定と照應を示さんが爲めに置きたるものと思はるるなり抑も此重婚罪姦通罪の如きは夫のある女と結婚し夫のある女と通して始めて罪となるものにして娘なる時は罪を爲らざるを以て即ち其罪となるべき夫のあると云ふ事實を知らざりし故に罪とならざるなり

第三項の罪本重かるべくしてさか其犯したる罪の性質は重もけれども其犯したる時に其事を知らざりしものにして假令ば他人なりと思ふて殺したるに後にてそれは自己の父なりし時の如き場合を云ひ此刑法にては祖父母、父母を殺したる者は其他の人を殺したる者よりも刑を重く定めたるものにして即ち其罪は本來重けれども之を知らずして爲したるものなるを以て其重きに從ひ論ずるとなく即ち只他人を殺したる者として其罪を論ずるに過ぎざるなり

第四項は法律を知らざりしからと云ふて犯す心のなきものさか云ふと能はざる旨を定めたるものにして法律は凡て相當の手續に依り布告され其實施の時の來りたる時は其支配を受くる人民は假令外國に在ても亦何處に在ても之を知り居るものと推測するが故に其法律規前の出て居ることを知らざりしからとて以て罪を犯すの心のなきものとして不論罪を以て刑を免かることは能はざるなり然れども正當の理由假令は天災戦争等の爲め法律規則の存せしことを知る能はざりし場合に至ては大に法律を知らざりし場合は異なりて知らざるに非ず知る能はざるものなるが故に此場合には責任なきや明らかなり

第七十八條 罪ヲ犯ス時知覺精神ノ喪失ニ因テ是非ヲ辨別セザ

（第一編 總則 第四章 不論罪及減輕 第一節 不論罪） 七十一

全體犯罪を成立させるには罪を犯す心のなかるべからざる事は前既に之を説きたり即ち本條は其事を定めたるものにして凡そ罪を犯す時に智能の感覺を失なひ又は精神の丸て喪失されて其事の善も悪も辨まへざる者は其罪を論ぜずといふにして智能の感覺を失ふとは假令ば酒に泥酔して前後忘却といふ如き場合なるか又は氣違ひにして何にも分らぬ様なものば自分の自分であるか又は人の人であるか又は痛きも熱きも能くは知らざる者にして勿論其爲すことの善きも悪しきも辨へざる者なるが故に其罪を問はざるなり即自痴とは通俗馬鹿若くはふねげなどいふつばらい又夢狂と云ひて夢を見て其夢の中に人を殺す様などのある者も皆其罪を問はざるなり然れども醉狂の如きは果して智覺精神を失ふ程に酔ふて居たるか否やは場合々に依り豫め極め置くも能はざる故に人を殺す積りに酒を飲み因て人を殺したるが如き者は始めより覺悟して其事を爲したるものなるを以て未だ全く覺へを失ひたる者に非ず故に勿論不論罪とはならざるなり

第七十九條 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿サル者ハ其罪ヲ論セス

但滿八歳以上ノ者ハ情狀ニ因リ滿十六歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルヲ得

罪を犯す時十二歳にならざる者は未だ充分智識の發達せざる者にして其事の善き悪しきをも知るものに非ざるが故に前に言ひし所と同し理由に基き其罪を論せざるなり

第二項は滿十二歳にならざる者も八歳より上の者は全くの赤兒とは違ひ教育の仕様にて乞食の様なものは固より其是非の辨へはなし雖も左様なる不行届の親に任せ置くときは段々悪しき方に導く様のもありて不安心なるが故に其有様によりては十六歳になるまで懲治場に留め置きて監督するものなり而して懲治場の規則は又別に定まる所あり

第八十條 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿サル者ハ其所爲是非ヲ辨別シタルト否トヲ審案シ辨別ナクシテ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ滿二十歳ニ過キサル時間之ヲ懲治場ニ留置スルヲ得

若シ辨別アリテ犯シタル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ二等ヲ減ス

罪を犯す時十二歳より上にして十六歳より下の者は十二歳以下の子供に比ぶれば少しは考へも進める者にして中には大人も及ざる程の考を有する者もあるものなれば若し其爲たる事が善惡を辨へて爲したるか又は全く善惡の考へなくして爲したるかを調らべたる上若し全く善惡の考へなくして爲せしとなれば其罪を論ぜざるなり然れども之も前條と同く理由に依り其有様に依りては二十歳になるまで之を懲治場に留めて置くを得るなり

又若し其善惡の辨へありて惡事なるを知りて爲したる時には本刑即並の人を罰する刑よりも二等を減して處分するものにして之は必竟未だ十分前後の考へなく只其事の惡きといふ事丈を知りたるものなるを以て斯様に刑を幾分か宥めるものなり

第八十一條 罪ヲ犯ス時滿十六歳以上二十歳ニ滿サル時ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス

十六歳以上にして二十歳にならざる者は其智識も一通り發達し居る者なるを以て前條の如く其辨別の有るか無きかを問ふとなく只本刑より一等を減して罰するなり何となれば若し是等の歳になつても未だ智識の足らざる者は他の正條を適用するが故に普通の者と同一様に刑を加ふれども未だ子供上りの事なれば幾分か考の淺慕なる所もありて爲めに情を制するにも堪へ兼ねるとは充分なる一人前の者と異なるが故に凡て一等を減するものなり

第八十二條 瘖啞者罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ論セス但情狀ニ因リ五年ニ過キササル時間之ヲ懲治場ニ留置スルヲ得

瘖啞者とは耳聞へず口語ると能はざる者を云ひ俗におしと稱ふる者にて此等は全くの不具者なるを以て其罪を論ぜざるなり然れども第七十九條と同く其父母の取締の行届かざる爲めに犯罪をなすに至るものなるを以て矢張其摸様に依り五年を過ぎざる間懲治場に留め置くものなり然れども近頃の様に教育も進んで啞も盲も教育が行届くの世を爲つては次第に其方法をも變へざるべからずして現に今にても随分並の人間より賢しき者ある位なり

第八十三條 違警罪ハ滿十六歲以上二十歲ニ滿サル者ト雖モ其罪ヲ宥恕スルコトヲ得ス

滿十二歲以上十六歲ニ滿サル者ハ其罪ヲ宥恕シテ本刑ニ一等ヲ減ス十二歲ニ滿サル者及ヒ瘖啞者ハ其罪ヲ論セス
違警罪なる罪は極めて輕るいものにして別に込入たるともなく善く分る罪なるが故に假令重罪輕罪に在ては宥恕する所の十六歲以上二十歲以下の者にても其罪を宥るすをせざるなり然れども十二歲以上十六歲以下の者は幾分か勘辨すべきものなるを以て本刑より一等を減シ又十二歲以下は前條の瘖啞者は全く之を論ぜざるなり

第八十四條 此節ニ記載スル外特別ノ不論罪宥恕減輕ハ各本條ニ於テ之ヲ記載ス

此節に記したるものは一般の場合に用ゐらるるものにして其此節に定めなくして其罪を論ぜざるもの又宥恕して其刑を輕くするもの假令は第三百十四條の正當防衛の場合の如き又第三百十一條の其姦所に於て姦夫姦婦を殺したる罪に於ける特

別の不論罪宥恕減輕の如きは各本條に記載せる所なり

第二節 自首減輕

自首とは罪を犯したる者が自身より其罪を犯したるを申出るを云ふものにして是等は官に犯罪人を捜すの手續を掛けず又其犯罪を知るに容易にして且罪の無き者を間違へて罪するものなきのこ其罪を犯したるを後悔して幾分か志を改めたる者なるを以て並の刑よりは之を輕くなせしものなり

第八十五條 罪ヲ犯シ事未タ發覺セサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ニ一等ヲ減ス但謀殺故殺ニ係ル者ハ自首減輕ノ限ニ在ラス

罪を犯し事の未だ露はれざるを云ふは或る犯罪即ち放火がありたけれども未だ何の某と云ふ者が火を付けたり云ふとの分らぬ前に自らより其火を放ちたるを官に名乗り出たる者は本刑より一等を減せらるるものにして其名乗出るは書面にても代人にても差支へなければも必らず相當の官に申出ざるべからずして自己の友達か又は其役目に在らざる役所に於てしては其効なきなり而して其罪が謀殺殺

即第二百九十二條同二百九十三條及二百九十四條の如きものなるときは其罪たるや極悪なるものなるを以て假令自首するも一等を減せらるることなし何となれば此等の罪は死刑無期徒刑の罪に當りて逆も命のある内には出られぬものなれば此其自首をなしたるが爲めに宥恕するとすれば此重き罪を人の犯すと多かるべきを恐るゝが故に此二つの罪に限りては自首を許さざるなり

第八十六條 財産ニ對スル罪ヲ犯シタル者自首シテ其贓物ヲ還給シ損害ヲ賠償シタル時ハ自首減等ノ外仍ホ本刑ニ二等ヲ減ス其全部ヲ還償セスト雖モ半數以上ヲ還償シタル時ハ一等ヲ減ス

財産に對する罪即竊盜等をなしたる者が官に自から名乗り出て其上盜み取りたる品物を還し又は其加へたる害を償ふたる時は前の自首により刑を減するの外に尙ほ本刑より二等を減するものにして又其盜みたる品物を残らず還さざるべきにても其半分以上を還したる時は一等を減するなり是れ必竟其改心の實を見るに足るが故にして且取られたる者に殆んど損害の無きが故に斯様に刑を減するに外な

らす

第八十七條 財産ニ對スル罪ヲ犯シ被害者ニ首服シタル者ハ官ニ自首スルト同シク前二條ノ例ニ照シテ處斷ス

財産に對する罪を犯したる者にして其罪をば害を受けたる者に白狀したる者は前條と同ト割合にて矢張り刑を減するものなり元來自首は其相當の役所になさざるべからざるものなれども本條は犯罪者の心を改めたる實を表はすに都合好き爲め竊盜なれば其盜まれたる者へ其盜みたるを白狀すれば尙ほ官に自首したる者と同ト様になすものなり

第八十八條 此節ニ記載スルノ外本條別ニ自首ノ例ヲ掲ケタル者ハ各其本條ニ從フ

此第二節に定めたる自首は一般の場合に用ゐる自首減輕にして其他本節に定めなくして第百二十六條の様に本條に於て別に自首の場合を定めたるものは各其條文に依るべきなり

第三節 酌量減輕

酌量減輕は前に述べたる宥恕減輕と異なりて裁判上に屬するものにして法律上に屬するものにあらず假令は謀殺は故殺よりも重きとは誰にも分るとゆふ豫て法律に定めてあれども同じ謀殺にても其事柄によりては多少輕重の點あり例へば同一人を殺すも父の仇を報ゆる爲めになしたる者は金を取る爲めに殺したるは斟酌すべき所あるが如し故に是等は裁判官が自己の意を以て其罪の度に依りて斟酌するものにして一口に云へば其罪を犯す心や又は其爲したる罪の結果を酌んで刑を減ずるとを定めたるものなり

第八十九條

重罪輕罪違警罪ヲ分タス所犯情狀原諒ス可キ者ハ酌量シテ本刑ヲ減輕スルヲ得

法律ニ於テ本刑ヲ加重シ又ハ減輕ス可キ者ト雖モ其酌量ス可キ時ハ仍ホ之ヲ減輕スルヲ得

本條は重罪輕罪違警罪たるを問はず其爲したる所の犯罪が其有様に依て斟酌すべきものは本刑を軽く減ずるを得るとを定めたるものなり假令は窃盜云へども放蕩費にするが爲めに盜みをなすものと親に孝養を盡して旨き物を進めんと思へ

ども貧窮にしてなす能はざる所より餘義なく盜みをなしたる者ありせば後の者の如きは即其情狀たる如何にも憐れむべきものにして其罪は惡きと雖も其心根を推せば可憫の者なるを以て斟酌して其刑を軽くするものなり
第二項は其再犯等の事情に依り本刑を加へて重くし又は自首等によりて軽く減ずる等の事ある犯罪人に就ても其斟酌すべき事情のある者は夫に構まはず減輕するを得る旨を定めたるなり而して此酌量減輕は宥恕減輕の自首の如くに謀殺に就ては減ずるとを得ずなきと云ふが如きとはなく如何なる罪にても輕減するを得るものなり

第九十條 酌量減輕ス可キ者ハ本刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

本條は前の規定に依りて減輕すべき場合の度を示したるものにして即ち如何に減等すべき場合なるも三等も四等も減ずるとは能はざるなり

第五章 再犯加重

再犯は一度罪を犯して判決が確定したる後に又罪を犯したることを云ふ是等は其罪大にして惡むべきものなるを以て後の刑を一層重く科するものにして數罪俱發

こは異なる所なり數罪俱發こは後にも説くが如く是は未だ判決を経ざる罪が二個以上俱に發見したるとを云ふ而して其刑を重くするは刑罰の目的上當然の事にして今更ら其理由を説くまでもあらざるなり尙ほ細かきとは以下各條の説明を経て次第に知り得らるべし世には再犯加重云へは其罪の性質が同くで例へば前に窃盜を爲し後にも窃盜を爲したるさきにあらざれば再犯こは云ふ能はずと論ずる者もあれども是れ大なる間違にして既に罪さいふ以上は盜罪にても殺人罪にても國家より見れば其法律を破りたる點は一つなるを以て或人の如くに同く性質の罪にあらざるさきですら尙ほ再犯と言ふに差支はなきなり

第九十一條 先ニ重罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯重罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

前に一度罪を犯し重罪の刑に處せられたる者が再び罪を犯して又其罪も重罪に當る時には本刑に一等を加へて重く罰するなり而して其重罪と云ふは其罪の性質が重罪なるさきを云ふものにして假令其刑が宥恕により減下られ輕罪となりしさきですら矢張重罪たるなり然れども從犯の加き其正犯の刑より減せられて輕罪にあ

るものゝ如きは例外とす

第九十二條 先ニ重罪輕罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯輕罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ

本條は前條と同く前に重罪輕罪の刑に處せられて再び輕罪を犯したる時は本刑に一等を加ふるとを定めたるものなり其重罪輕罪さいふは前條に述べたると同く其罪の性質を云ふに在りて其重罪なるか輕罪なるかは本條を見たる上にて有期徒刑何年とあれば即ち重罪にして重禁錮何年とあれば即ち輕罪と直ちに分るとなり

第九十三條 先ニ違警罪ノ刑ニ處セラレタル者再犯違警罪ニ該ル時ハ本刑ニ一等ヲ加フ但一年内再ヒ其違警罪裁判所ノ管轄地内ニ於テ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルヲ得ス前に犯したる罪が違警罪にして再度の罪も亦違警罪なる時は本刑に一等を加ふるものなり然れども違警罪は各府縣毎に其規定を異にするものなるを以て其犯罪は同一の違警罪を管轄する裁判所の管轄地内に於て犯したる時にあらざれば再犯と

して刑を加へ重くせらるゝとなし又同一管轄地内にも一年内に二度犯したる時
にあらざれば矢張再犯さなし得ざるも但書にもあるが如し以上の三ヶ條を見れ
ば其再犯さして刑を重く科せらるゝ場合は明瞭なるも今其再犯させらるる場合
を裏面よりいへば即ち初めの罪が輕罪にして後の罪が重罪なる時又は初めが重罪
輕罪にして後の罪が違警罪なるとき及初めの罪が違警罪にして後の罪が重罪又は輕罪な
る時違警罪にして同一違警罪を管轄する裁判所の管轄地内に非ざるか又は初の
犯罪を爲してより一年以上を過ぎたる後に爲す時の如きは何れも再犯さして刑を
加重せらるゝとはなきなり

第九十四條 再犯加重ハ初犯ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ論
スルコトヲ得ス

本條は前にも云へるが如く再犯といふは罪を犯して其裁判が確定したる後に犯し
たる罪にあらざれば再犯さして加重するを得ざる者を定めたるに過ぎず

第九十五條 刑期限内再ヒ罪ヲ犯スニ因リ刑ヲ宣告シタル時ハ
先其定役ニ服ス可キ者ヲ執行シ定役ニ服セサル者ヲ後ニス若

シ初犯再犯共ニ定役ニ服スル刑ニ該ル時又ハ共ニ定役ニ服セ
サル刑ニ該ル時ハ先ツ其重キモノヲ執行ス

罰金科料ニ該ル者ハ順序ニ拘ハラス各之ヲ徴收ス

本條は再犯の場合に於ける刑の執行の仕方の規定したるものにして初めに犯した
る罪の刑が未だ終らざる内に再び罪を犯し刑を科したる時之を行ふには先づ前
に定役に服すべきものを行ひ其後に定役に服せざるものを行ふ假令ば重禁錮と輕
禁錮とあるときは先づ重禁錮の刑を行ふものなり而して若し初めの刑も亦後の刑
も共に定役に服するものなる時及共に定役に服せざる刑なる時は先づ其刑の重き
ものを行ふべきなり
罰金科料は共に財産に關するものなるを以て其順序に構はず各之を納めしむるも
のなり

第九十六條 陸海軍裁判所ニ於テ判決ヲ經タル者再ヒ重罪輕罪
ヲ犯シタル時ハ初犯ノ非常律ニ從ヒ處斷シタル者ニ非サレハ
再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

初めに陸海軍法會議に於て判決を経たる者後に再び重罪輕罪を犯したる時は其初めの罪が普通の法律に依りて處分せられたる者に非ざれば再犯となすを得ず普通法律は必竟陸海軍以外の法律にして陸海軍刑法の中には往々某々の所爲は普通刑法に依りて處斷すといふを規定せるが故に若し其條文に依りて處分せられたる者が再び重罪輕罪を犯せしときは再犯となるものなり

第九十七條 大赦ニ因テ免罪ヲ得タル者ハ再ヒ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

大赦は前にも云へるが如く全く罪を消すものなるを以て其大赦に依り免罪になりたる者は後に再び罪を犯すも前の罪にあらざるを以て再犯となすを得ざるなり

第九十八條 三犯以上ノ者ト雖モ其加重ノ法ハ再犯ノ例ニ同シ
本條の規定は三度より以上罪を犯すも其刑を加ふるに至ては矢張再犯と同しくして別段三犯なるの故を以て二等四犯なるの故を以て三等と次第に加重するものに非ざる旨を定めたるなり

第六章 加減順序

本章は前條の減輕又は加重の理由ありて減ト若しくは加ふる時の順序を定めたるものにして若し其順序の定まり居らざるときは大に不都合あるべきなり假令は宥恕減輕を受くべき幼者が無期徒刑の罪を犯かし而かも再犯でありし時に加重を先きにすれば死刑に入ると能はざるを以て只減輕のみをすれば有期徒刑となるべし然れども之に反して減輕を先きにするにせれば無期徒刑より一等を減トて有期徒刑に下り又再犯なるの故を以て一等を加ふれば無期徒刑となればなり故に茲に其順序を示したるものなり

第九十九條 犯罪ノ情狀ニ因リ總則ニ照シ同時ニ本刑ヲ加重減輕スヘキ時ハ左ノ順序ニ從テ其刑名ヲ定ム但從犯及未遂犯罪ノ減等其他各本條ニ記載スル特別ノ加重減輕ハ其加減シタル者ヲ以テ本刑ト爲ス

一 再犯加重

二 宥恕減輕

三 自首減輕

四 酌量減輕

本條は犯罪の情狀に依りて總則に規定する所の加重と減輕とが同時に生ずたる場合に於て此順序に依りて加へ又は減すべきを規定したるものなり然れども從犯及未遂犯又は本條に於て特別に加減を規定したるものは其加減したるものを以て本刑となし夫れより又更らに本條に依りて加減を行ふものとす何となれば是等の罪は其行ひたる罪の度に依つて定めたるものにして宥恕減輕の如くに其身分又は其情狀に依て罪の度には缺くる所なくも減輕するものと異なり其爲したる罪の度に缺くる所あるが故に斯く定めたるなり

第七章 數罪俱發

數罪俱發とは同一人が罪を犯して未だ判決の確定せざる二個以上の犯罪が同時に社會に發見されたるとき一つの最も重き罪を罰し其輕きものは問はざるを云ふ其委しきとは以下の各條に定むる所なり然れども茲に注意すべきは一罪といふも

にして假令ば強盜が婦女を強姦したるとききの如きは強盜と強姦との二つの罪に別かるべしと云ふに是は只強盜強姦の唯一の罪なるが故に之を目して數罪俱發といふと能はざるなり

第百條 重罪輕罪ヲ犯シ未だ判決ヲ經ス二罪以上俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從テ處斷ス

重罪ノ刑ハ刑期ノ長キ者ヲ以テ重ト爲シ刑期ノ等シキ者ハ定役アル者ヲ以テ重ト爲ス

輕罪ノ刑ハ其所犯情狀最重キ者ニ從テ處斷ス

第一項は重罪輕罪を犯して未だ判決の確定せざる時に二個以上の罪が同時に露顯したる時は一の重き罪に問ひ其輕き罪に就ては處分せざるを定めたるものなり第二項は重罪に就て刑の重きものを明かに示すに在りて即一體に刑期の長きものは定役の有る無しに拘はらず刑期の短かきものよりも重くして刑期の同トきものは定役のあるのが定役の無きものよりも重きなり第三項は輕罪の重かるべき場合を示したるものにして是は期日の長短や定役の有

無に拘はらず其犯罪の情狀の重しと裁判官の認めたるものを以て重しとなすに在りて一寸考ふれば可笑しき様なれども情狀の重きものは又實際に於ても刑の重かるべきは勿論にして夫れは本條にも大畧定めたれども只輕禁錮の五年と重禁錮の十五日とは孰れか重きや又十五日の禁錮と千圓の罰金とは孰れか重きやといふ場合もあれば其犯す情狀に依て裁判官の見込により其重き輕きを定むるものなり

第百一條 違警罪二罪以上俱ニ發シタル時ハ各其刑ヲ科ス若シ重罪又ハ輕罪ト俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニ從フ

違警罪は極めて輕き罪にして之を併せ科する事も別段嚴しきに失するにも非ずして實際刑罰の目的を達するが故に數罪俱發したりとも其輕き罪を重き罪に吸収せしめずして各其刑を科するものなり然れども重罪と違警罪とを犯し又は輕罪と違警罪の時は矢張り重罪輕罪の時と同く重罪又は輕罪計りを科するものなり

第百二條 一罪前ニ發シ已ニ判決ヲ經テ餘罪後ニ發シ其輕ク若シクハ等シキ者ハ之ヲ論セス其重キ者ハ更ニ之ヲ論シ前發ノ刑ヲ以テ後發ノ刑ニ通算ス但シ前發ノ刑罰金科料ニ該リ既ニ

納完シタル者ハ第二十七條ノ例ニ照シ折算シテ後發ノ刑期ニ通算ス

若シ前發ノ罪ヲ判決スル時未タ發セサル罪再犯ノ罪ト俱ニ發シタル者ハ其再犯ト比較シ一ツノ重キニ從ヒ前發ノ刑ヲ通算セス

前條は前の罪が未だ確定判決ならざる前に他の罪が露顯したる場合を定めたるものなれ共本條は前の罪は既に確定したる後に他の罪が露はれたる場合を云ふものにして即前の罪が既に確定判決になりて其刑を受け居る中に又他の罪が露はれたる時は數罪俱發と同く前の罪より輕るとき時は之を論ぜざるなり然れども此罪を論ぜずといふは刑を科せずといふを以て餘罪の後に發するとは前に犯したる罪が露はれたるとを云ひ其一の罪の罰を受けてより後に爲す罪にあらざるなり而して其後に露はれた罪が前の罪より重き時は更らに其後の罪も論ずるにはあれども只其刑を行ふに當り前の罪にて役に服したる日數だけは後の罪の刑に算へ入るものなり假令は一の罪にて三年の禁錮に處せられたる者が二年服役の後に又

一の罪が露見して五年の禁錮に處せられたりせば前の罪にて服役したる二年に更らに三年服役して五年服役するものなり又前に處せられたる罪が罰金又は科料にして既に金を残らす納めたる時は第二十七條に定めたる如く一圓の罰金を一日に算へて後の刑より差引くものなり假令ば前に三十圓の罰金に處せられたる者が之を納めたる後に二ヶ月の重禁錮に處せられたる時は三十日を引去り残りの一ヶ月だけ服役すれば可なりとす

第二項は數罪が別に公訴せられて其後の罪が再犯となる罪と同時に露はれたる時假令ば茲に甲乙の罪を犯し甲の罪のみ露はれて判決ありたる後に更らに丙罪を犯し夫と同時に罪も露見して其丙罪は甲罪の再犯なる時は丙の罪と乙の罪と較べて一の重き罪に處し前の甲罪と通して刑期を算へずして二罪とも執行するものなり

第二百三條 數罪俱ニ發シ一ノ重キニ從フ時トイヘル其沒收及徵償ノ處分ハ各本條ニ從フ

數罪俱發に依り一の重き罪丈を論ずる時雖も沒收と徵償とが又は徵償とがの處分は其

俱發の爲めに重き方だけにて濟ますと云ふと能はずして各本條に依て之を行はざるべからざるなり何となれば是れ等は一個人の私有するを得ざる物なるか又は不正に握有するものなればなり沒收と云ひ徵償といふとは現に前に説きたり

第八章 數人共犯

數人共犯とは二人以上の者が一致して一罪を犯したる場合を云ふものにして元と犯罪なるものには意志と所爲と結果との三つの無かるべからざるとは前に既に之を述べたり而して此數人共犯は假令其所爲は共に之を爲さるるも其志は一致せざるべからず既に意志にして一致せば其所爲は其犯罪の準備即ち仕度をなすもの實行即ち事を行ふものと異なるもあるも矢張數人共犯となるなり故に本章は夫等の場合に於ての規定を爲したるものにして心の一致なく假令ば甲に乙丙なるもの怨を懷くもありて偶々乙が其甲を殺す時に丙が來合せて共に甲を殺すも數人共犯とは云ふべからざるなり

第一節 正犯

正犯とは從犯に對する名稱にして一口に之を言へば下手人即ち犯罪を實行する者

にして本節には假令之を實行せざるも亦正犯となすべき場合及之に關する處分方等を規定せり

第四百條 二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯ト爲シ各自ニ其刑ヲ科ス

本條は正犯の解き及其刑を科する方法を規定したるものにして即ち二人以上の者が實際に於て一つの罪を犯したる場合に於ては皆之を正犯として各人毎に其刑を科するものなり而して此現にさいへるは現行犯の如く即ち今若しくは目の前と云ふ意味にはあらずして實際さいふ意味なるを記臆せざるべからず又茲に現にさいへるは以て正犯たる教唆者を此中に含まざることを示さんがためなり其人毎に刑を科するは民法上の或義務の如く分つとなくして刑を加ふるこの意味なり

第四百五條 人ヲ教唆シテ重罪輕罪ヲ犯サシメタル者亦正犯ト爲ス

教唆とは人を教へ誘ふとにて俗におだてる若くはけしかける又そのかす等の意味を有し自身身づからは其實行に當らずさいへる人も人を唆かして重罪輕罪を犯さしめたる者は又正犯として其實行したるものと同一刑を科するものなり是れ教唆ありたるに由り犯罪の生じたればなり而して違警罪に對しては教唆罪は罰せらるることなきなり茲に於てが知る教唆罪の成立するには左の二條件を具へざるべからざることを即ち(一)重罪輕罪を犯さしめたる(二)其教唆が原因となりて犯罪を生じたると是れなり

第四百六條 正犯ノ身分ニ因リ別ニ刑ヲ加重スヘキ時ハ他ノ正犯從犯及ヒ教唆者ニ及ホスコトヲ得ス

正犯の身分に因て刑を加重するものは他の共に其所爲を行ふたる者及從犯教唆者等に其加重の効を及ぼさるることなくして只に普通の刑に依て處分せらるるものなり是其加重は只其人の身分に依るものにして罪の度に依るものにあらざればなり之を例ふれば或者が人の子孫に向て其父母、祖父母等に對し監禁脅迫等の罪を教唆したる時は其子たる者は第三百六十三條に依て普通の人の行なひたる監禁脅迫の罪よりも二等を加へらるるものなれども是其犯罪人の身分に依るものなれば之を教唆したる者の罰せらるるは普通の監禁罪若くは脅迫罪に止まるものなり

第一百七條 犯人ノ多數ニ因リ刑ヲ加重ス可キ時ハ教唆者ヲ算入シテ多數ト爲スコトヲ得ス

犯罪人の多數に因り刑を加重すべき場合は假令へば第三百六十九條第三百七十
九條の如き竊盜強盜等を爲すに多人數なる時は防衛に甚だしき困難を感ぜしむる
を以て一等を加へ其刑を重くするものなりと雖も此場合に於て教唆者は共犯な
りといへども實際其場に在りて事を爲したるに非ざるが故に之を加へて多數とす
るを得ざるなり是れ教唆者以外の共犯が自己の決心に因て犯罪を遂げんとする
も亦他人の教唆に因て犯罪を遂げんとするも結局犯人の來りたるに於ては同一な
るが故に少しも防衛の難易に關係なければなり

第一百八條 事ヲ指定シテ犯罪ヲ教唆スルニ當リ犯人教唆ニ乘シ
其指定シタル以外ノ罪ヲ犯シ又ハ其現ニ行フ所ノ方法教唆者
ノ指示シタル所ト殊ナル時ハ左ノ例ニ照シテ教唆者ヲ處斷ス
一 所犯教唆シタル罪ヨリ重キ時ハ止タ其指定シタル罪ニ從

テ刑ヲ科ス

二 所犯教唆シタル罪ヨリ輕キ時ハ現ニ行フ所ノ罪ニ從テ刑
ヲ科ス

本條は教唆者が斯々の罪を行へし人を唆かして其犯人が其教唆に應じ事を爲して
其指圖し又は教へ誘ひたるものよりの罪を爲したる場合假令ば人を毆打せよと
教唆したるに人を殺したる時の如き又其罪を行ふ仕方にして教唆者の教へたる所
と異りたる時は次の規定に依りて處分すべきとを定めたるものにして是當然のと
なりとす畢竟是れ刑は一身に止まると即ち換言せば他人の所爲の責に任せざるも
の原則と又教唆罪の本質即ち教唆罪は犯罪の實行あつて始めて成立するものなり
との原則を適用するに出づるものなり然れども茲に注意せざる可からざるは指定
以外の文字なり何となれば指定以外といふときは竊盜を爲せと教唆したるに人を
殺したる時の如き教唆者は竊盜に就ての教唆の責を負ふべきが如くなれども斯る
場合は少しも教唆と其犯罪との關係なければ責任なきは明かにして只此に云ふも
のは教唆と犯罪と相關係して而かも相異なる場合ならざるべからず即ち毆打と殺

人とは全く二個の罪たるには相違なければ、竊盜と殺人との如く全く異りたるものにあらずして、毆打が進めば遂に人を殺すに至るが如きものに就て謂ふものなれば、指定以外とは極めて狭き意味に解せざるべからず。

第一項は教唆したる罪よりも重き罪を犯罪人が爲したる時は、教唆者は全く之を知らざる者なれば、其教唆したる丈の犯罪に就て正犯として刑を受くるを云ふなり。假令ば、竊盜を爲せし教へたる時に強盜を爲したる時は、教唆者は竊盜の教唆者として刑を受くべきも、強盜として罰せらるゝとあらざるなり。

第二項は教唆したる罪よりも實際行ふたる罪の輕き時は、其實際行ふたる丈の罪に依つて刑を受くるなり。何となれば、假令強盜を爲せし教唆したるも、犯罪人之に應ぜずして竊盜をなしたる時は、其社會の受けたる害は教唆したるものより少なきものなれば、重く之を罰するの必要なければなり。

第二節 從犯

從犯は正犯に對する名稱にして、正犯の影の如きものなり。故に正犯なければ決して從犯はあらざるなり。而して從犯は、只其犯罪に掛る前に之を助けて其罪を犯すに容

易ならしめたるに過ぎずして、犯罪を成立せしむるに缺く可からざるものにあらず。即ち本節は其從犯に就ての處分の仕方を選定たるものなり。

第百九條 重罪輕罪ヲ犯スコトヲ知テ器具ヲ給與シ又ハ誘導指示シ其他預備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ從犯ト爲シ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ス但正犯現ニ行フ所ノ罪從犯ノ知ル所ヨリ重キ時ハ止其知ル所ノ罪ニ照シ一等ヲ減ス
重罪輕罪を犯すものなるを知らずして其道具を貸したり又犯罪に就ての種々の事柄を教へ假令は竊盜をするものなるを知らずして之に戸を切り破る鋸を貸し與へたり又其家の金庫は何處の間に据へあるさか何處の所は戸締りかかないさか云ふとを教へ又犯罪に掛る前に其仕度就て例へば強盜に入る者の爲めに刀劍を研き光らすか如き手傳をなし正犯を助けて其罪を犯すを易からしめたる者は之を從犯として正犯の刑よりも一等を減して處分するものなり。何となれば、是等の事をなさざりしならば中途にして其罪を行ふを廢したるやも知るべからずして其心を確かならしめ間接に犯罪を教唆したるものなればなり。然れども其正犯の爲したる犯罪が

從犯の知る所の犯罪よりも重き時假令は窃盜に入るものと思ふて楮子を貸したるに實は其家に火を放たんか爲めに用ゐたるものなりしか如き場合に於ては只其知る所の窃盜の罪より一等を減して之を處分するものなり

第一百條 身分ニ因リ刑ヲ加重スヘキ者從犯ト爲ル時ハ其重キ

ニ從テ一等ヲ減ス

正犯ノ身分ニ因リ刑ヲ減免スヘキ時ト雖モ從犯ノ刑ハ其輕キニ從テ減免スルコトヲ得ス

從犯の助けたる罪の其身分に因て刑を加へて重くすへきものなるとき假令は第二百八十九條の如き官吏か其監守する所の金穀物件等を窃みたるを助けたるか如き場合に於ては普通の窃盜の從犯にはあらずして其重キ第二百八十九條の罪に關て夫から一等を減すへきものなり

正犯の身分に依り刑を減し又は免する時假令へは二十歳未滿の者が爲したる犯罪の如き場合に其從犯は之か爲に減せられて其輕キ罪の從犯といふと能はざるなり

第九章 未遂犯罪

未遂犯罪とは既遂犯罪に對する語にして犯罪をなさんと欲して其事に著手すといへども未だ其目的を達すると能はずして止みたる罪を云ふものにして是等は其害未だ全からずして社會を害すると少なきものなれば既遂罪と異なる處分をなすものなり若し斯の如き規定なき時は一旦犯罪に著手したる者は之を仕遂くるも仕遂げざるも五十歩百歩の思ひをなし必らず之を仕遂くるに至るべきを以てなり而して犯罪に依ては未遂犯罪のなきものあり假令は猥褻罪偽證罪の如きは其事に著手すれば直ちに獨立なる罪を成し然らざれば全く罪を成さずして未遂犯罪と云ふものなきなり其處分の方法は即ち本章の各條に規定せらるる所なり

第一百一條 罪ヲ犯サンコトヲ謀リ又ハ豫備ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル者ハ本條別ニ刑ヲ記載スルニ非ラサレハ其刑ヲ科セス

罪を犯さんとを謀りといふは或る罪を遂げんと決心するとして未だ所爲に表はれざる時を云ふ豫備をなすとは其決心が幾分か所爲に表はれて其仕度を爲すといへども法律は其所爲か他の者に加へられて社會が幾分か害を受けたる時に非ざれ

ば之を罰せず然れども第二百二十五條にある罪の如きは一度其所爲が他に加へられたる以上は犯罪人の目的を達する迄に至らずとも其害たるや非常に重大なるが故に之を罰するものにして即ち本條に於て別段に其罰すべきを記載したる場合に非らざれば其決心したり或は之が用意仕度をなしたる位にてはまた刑を科せざるなり

第一百十二條 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

或罪を犯さんとして其事に着手したるも其犯罪人が思ひの外の障り假令ば窃盜を爲さんとして或家に忍び入り品物を盗み去らんとする時に其家人が目を覺ましたる爲めに妨げられて其目的を達せざりしが如き又は舛錯に因り(舛錯とは他人の爲めに支へられ又は妨げられたるにあらずして之を例ふれば人を殺さんとして之に毒藥を飲ませたるに其人が其毒藥を飲ませられたるを知りて解毒藥を飲みたる爲めに死せずして其目的を達せざりしとき(如し)其罪を爲し遂げざりし時

は其時の摸様に依りて既に目的を達したる者の刑に一等又は二等を減するものなり即ち前の意外の障礙と云ふは罪を犯す決心も十分にして既に其所爲に取り掛りたるも他の邪覺が入りし爲め其初めの目的を達せざりしものにして後の舛錯とは決心は固より所爲も亦充分に仕遂げたるものなれども只だ結果を生ぜずして目的を達せざりしなり是等は何れも充分罰すべき理由はあるも必竟社會に害を興へぬか又は興へたるも極めて少なりしが故に其目的を達したる犯罪より一等若くは二等を減して刑を加ふべきものとみなすなり

第一百十三條 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前條ノ例ニ照シテ處斷ス

輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ本條例ニ記載スルニ非サレハ前條ノ例ニ照シテ處斷スルコトヲ得ス

違警罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ其罪ヲ論セス

本條は未遂犯は一般に之を罰すべきものにあらずして其罪に因り罰すべきものと罰すべからざるものとあるを定めたるものなり即ち罰すべきものと云ふは重罪

にして此等は其罪重大なるを以て設令其目的を達せざりしとするも決して打捨て置くべきものにあらざれば其未遂犯といへども之を罰するなり又輕罪の如きは之を罰すべき必要のあるものなきものありて其罪に因りては重罪と同しく罰せざるべからざるものなれば夫等は各本條に之を定めたるに依り即第一項に云ふが如く輕罪の未遂犯は本條に於て定めたる場合に非らざれば之を罰せざるものなり又違警罪の如きは極めて輕微なる罪なれば其未遂犯は未だ社會に殆んど何等の害をも與へざるが故に第二項の規定の如く凡て之を罰せざるなり

第十章 親屬例

本章は元來民法に規定すべきものにして凡て法律一般に通すべきものなれども此刑法の出來たる時分に於ては未だ民法なるものあらざりしが故に茲に之を規定したるものにて凡て親屬といふものゝ區域を定めたるものなり

第百十四條 此刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ云フ

一 祖父母父母夫妻

二 子孫及ヒ其配偶者

三 兄弟姉妹及其配偶者

四 兄弟姉妹ノ子及其配偶者

五 父母ノ兄弟姉妹及其配偶者

六 父母ノ兄弟姉妹ノ子

七 配偶者ノ祖父母父母

八 配偶者ノ兄弟姉妹及其配偶者

九 配偶者ノ兄弟姉妹ノ子

十 配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹

本條は此刑法に於て親屬と稱するものを定めたるものにして別に解明を試みざるも明かなり而して其列擧したる内に配偶者とあるは女より謂へば夫にして男より云へば妻なり即ち俗につれあいと稱する者は是れなり

第百十五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母外祖父母同シ父母ト

稱スルハ繼父母嫡母同シ子孫ト稱スルハ庶子曾玄孫外孫同シ
兄弟姉妹ト稱スルハ異父母ノ兄弟姉妹同シ
養子其養家ニ於ケル親屬ノ例ハ實子ニ同シ

本條は前條を精しく註解したる者にて前條の一に祖父母とあるは曾祖父俗にひくぢいひくば、及其父の高祖父高祖母又母方の祖父祖母をも含むものにして父母と稱するはまゝ父まゝ母及嫡母即妾の子より其父の本妻を稱する者も含むものなり又前條の二に子孫と云ふは妾の生みたる庶子曾孫即ちひまご及玄孫やしやご及自己の娘が他へ嫁して生みし所の外孫をも含み其三兄弟姉妹は種變りの異父兄弟姉妹も腹變りの異母兄弟姉妹をも凡て此中に含むものなり又他家より貰ひたる養子か其養家に於ける親屬の區域も實子の場合と同一にして少しも異なる所なきなり

刑法通解上卷終

刑法通解下卷

法學士 鼓 鍊之助 著

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪

是迄述へ來りたる所は即ち刑法の一般に關するものにして第二編以下は其所爲に就て一々斯る罪は斯々の刑に所すを精密に規定したるものなり而して此第二編は日本國家の安危存亡に關する罪及び社會一般に害を及ぼすべき罪を示したるものにして此犯罪に對しては強ち一個人に害を及ぼさざるものにては公益に害ある以上は尙ほ之を罰するなり

第一章 皇室ニ對スル罪

皇室とは一天萬乘の天皇陛下を始めとし皇太后皇后皇太子及皇族に至るまで總て皇室に對して爲したる犯罪に就ての刑罰を示したるものなり

第百十六條 天皇三后皇太子ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第一章 皇室ニ對スル罪)

天皇は其當時皇位に在ます皇帝にして三后は太皇太后皇太后皇后をいふものにして皇嗣即皇太子に對して御尊體に害を加へ又は加へ奉らんことしたる者の如き其未遂犯は勿論言ふを待たずして豫備陰謀の所爲と雖も皆大逆の罪なるを以て凡て死刑に處せらるるなり

第百十七條 天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

皇陵ニ對シ不敬ノ所爲アル者亦同シ

天皇及び前條にも述べたる三后及皇太子に對して御前なるを否かを問はず之を誹毀し又は讒謗等の如き苟くも敬禮を失するの所爲ある者は條文に記するが如く三月以上五年以下の重禁錮を併せて二十圓以上二百圓以下の罰金に處せらるるものなり而して茲に所謂不敬とは極めて廣き意義にして必竟其尊嚴を犯せば罪は成立つものなり故に通常人を誹るも誹毀罪ならざる場合にては此場合に於ては其罪を成立するもあるなり

皇陵とは既に崩御ありし歴代の天皇三后及皇太子の御墳墓を云ふものにして其御墓に對し敬禮を失したる所爲あるものも亦右と同ト刑を科せらるるなり

第百十八條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處ス其危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期徒刑ニ處ス

皇族とは皇室典範第七章に定めたる皇室の御血統を云ふものなれども刑法には三后皇太子とは別に明示せるが故に三后皇太子を除きたる方々を稱するものにして其皇族の御身體に對して害を加へ奉りたる者は死刑に處せらるるものにして其未遂の者若くは其豫備陰謀をなしたる者も雖も無期徒刑に處せらるるなり

第百十九條 皇族ニ對シ不敬ノ所爲アル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前條に述べたる皇族の方々に對し敬禮を失したる所爲のありたる者は條文に示す如く二月以上四年以下の重禁錮に處せられ併せて十圓以上百圓以下の罰金を科せらるるものなり而して其不敬の語の解釋は第百十七條と同トく解すべきものなり

第百二十條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第一章 皇室ニ對スル罪

六月以上二年以下ノ監視ニ附ス

本條は即ち第一編に於て述べたる重罪には必らず監視を附すべきも輕罪には本條特に之を規定したる時に非らざれば之を附せずと云ひたるものにして本章の如きは情狀の重きものなれば如斯明記して其再犯を豫防するものなり

第二章 國事ニ關スル罪

本章は即ち直接に國家の成り立に害を加ふるの罪所謂國事犯に就ての刑を規定したるものにして之を二節に分ち一を內亂に關する罪とし一を外患に關する罪とす其精しきとは後段に至りて之を述べべし

第一節 內亂ニ關スル罪

內亂に關する罪とは即ち內國を亂すの罪を云ふものにして其亂すの所爲は必竟戰を起して自己に反對なる政府に手向ふものに外ならざるを以て本節は詳に其罪に就ての刑を規定したるものなり

第二百一十一條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的ト爲シ內亂ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處

斷ス

- 一 首魁及ヒ教唆者ハ死刑ニ處ス
- 二 群衆ノ指揮ヲ爲シ其他樞要ノ職務ヲ爲シタル者ハ無期流刑ニ處シ其情輕キ一者ハ有期流刑ニ處ス
- 三 兵器金穀ヲ資給シ又ハ諸般ノ職務ヲ爲シタル者ハ重禁獄ニ處シ其情輕キモノハ輕禁獄ニ處ス
- 四 教唆ニ乘シテ附加隨行シ又ハ指揮ヲ受ケテ雜役ニ供シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

此罪は政府を覆へし又は土地を横領して自から一國を立て又は朝廷の憲法制度を亂して變更せんとするの目的を以て戰を起し內國の騷亂を起せば其罪の成立つものにして其目的は達せずとも內亂を起せば即ち罪となるものなり即ち此罪を犯したる者は下の區別に依て刑を科するものなり然れども只多くの惡漢を集め物を掠め人を殺す等の暴動を爲したりして此罪とは爲るものにあらずして此罪は必らず

兵力を以て政府に敵するを云ふものなり

第一此罪を犯す發起人となり其頭となりたる者及其内亂を起す様に口及筆等を以て之を煽り立てたる者は死刑に處するなり

第二此罪を犯す仲間の中に入りて多くの人の指圖を爲し其他肝要なる職務假令へば軍司令官とか艦隊司令官といふが如き職又は參謀といふが如き樞要なる務をなしたる者は無期流刑に處し其情狀の輕き者即其次官の如き職を取りたる者は有期徒刑に處するなり

第三銃劔彈丸の如き兵器や又は糧食を供へ若くは金策に奔走するとか兵器等の製造に従事するが如き職務を爲したるものは重禁獄に處し其情狀の是より輕き者は輕禁獄に處するなり

第四人の誘導に應じ自から好んで其仲間に入り頭分の指圖を受けて種々の役務に従事したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處せらるるなり

第二百二十二條 内亂ヲ起スノ目的ヲ以テ兵器彈藥船舶金穀其他軍備ノ物品ヲ劫掠シタル者ハ已ニ内亂ヲ起シタル者ノ刑ニ同

シ

即ち内亂を起すが爲めに其仕度として其一部に着手して國に於て非常に備へたる兵器彈藥船舶其他苟くも軍に用ゐる品を掠め奪ふたる者は已に内亂を犯したる者と同刑に處せらるるなり

第二百二十三條 政府ヲ變亂スルノ目的ヲ以テ人ヲ謀殺シタル者ハ兵ヲ舉クルニ至ラスト雖モ内亂ト同ク論シ其教唆者及ヒ下手者ヲ死刑ニ處ス

政府を變亂するの目的とは其政治が壓制なるとか又は自己の意見に協はぬとかの理由に依り之を變するが爲め其政府の樞要なる位地に在る大臣の如き人を謀つて殺したる者は大業に兵を擧ぐる等の事をなさずして之を爲すも凡て内亂の罪と同一く取扱ふて其之を教へ誘ふたる者は勿論自から手を下して其人を殺したる者も雖も死刑に處するなり而して此に人といふは必らず政府重要な位地に在りて政權を握る處の人を謂ふものにして通常の人を謂ふにはあらざるなり

第二百二十四條 前三條ノ罪ハ未遂犯罪ノ時ニ於テ乃チ本刑ヲ科

本條の規定は一般の場合と異なるものにて通常の場合なりせば未遂犯は本刑より一等を減ぜらるるものなれども此前三條に限りては其未遂犯の時に於ても尙本刑を科するものなり然しながら此内亂の未遂犯は其目的即ち政府を顛へし又は邦土を横奪するもの未だ遂げざるを云ふにあらざりして内亂の事實として現はれたる所の未遂を云ふものなり

第二百二十五條

兵隊ヲ招募シ又ハ兵器金穀ヲ準備シ其他内亂ノ豫備ヲ爲シタル者ハ第二百二十一條ノ例ニ照シ各一等ヲ減ス

内亂ノ陰謀ヲ爲シ未タ豫備ニ至ラサル者ハ各二等ヲ減ス

本條は第二百二十一條の犯罪の準備即用意を爲したる者を刑するの規定にして即内亂を爲すの用意として兵隊を募り又は銃炮刀劍の如き兵器や軍用金兵糧を集めたる者は第二百二十一條の刑より一等を減して罰するものなり

又其未だ内亂を企つる仕度も爲すに至らずして只之が相談を爲し私かに謀事を廻らすものは第二百二十一條の刑に照して二等を減して罰するものなり

第二百二十六條

内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シタル者ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ附ス

内亂を企つるの仕度を爲し又は私かに相談を爲すも未だ其實行に着手せざる以前に於て官署に自から名乗り出でたる者は全く其刑を免するなり元來普通の罪に於ける自首なるものは本刑の一等を減するに止まるものなれども内亂の如きは社會に及ぼす害の大なるを甚しきものにて一國の盛衰にも關係する程のものなれば斯くの如くにして犯罪人の改心を誘ふのみならず内亂の如きは元より其犯罪多人數に渉るものなれば其自首する者あるに於ては之を未だ發せざる以前に防ぐを得べくして其利益莫大なるを以て斯く特別の例を設くるものなり然れども其自首といへども果して改心したるや否分明ならずして頗る危険なるものなれば條文に記する如く六月以上三年以下の間監視に附して厳しく之を監督するものなり

第二百二十七條

内亂ノ情ヲ知テ犯人ニ集會所ヲ給與シタル者ハ二年以上五年以下ノ輕禁錮ニ處ス

第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第二章 國事ニ關スル罪 第一節 内亂ニ關スル罪

内亂を犯す者なるをを知つて其集會所を貸し與へたる者は即ち陰謀を助けたる者なれば條文に示すが如く二年以上五年以下の輕禁錮に處するものなり

第二百二十八條 内亂ニ乘シテ人ノ身軀財産ニ對シ内亂ノ目的ニ關セサル重罪輕罪ヲ犯シタルモノハ通常ノ刑ニ照シ重キニ從テ處斷ス

内亂を起すの目的は必竟腕力に依らざるべからず故に其目的を達するが爲めに人を殺し又は家屋を焼く等のは免れざるものなれば内亂の罪以外に之を問ふとなけれども其内亂に付け込み其内亂の目的内に含まざる所爲例へば民家に入りて強盜をなすとか又は強盜強姦をなすとかの如き其他私の怨を報つ又私の利益を圖るが爲めに重罪輕罪を犯すものは其情狀誠に悪くむべき者なれば之を内亂の罪に問はずして通常の刑に照らして而かも其重きに從ふて處分するものなりとせしなり

第二節 外患ニ關スル罪

本節の罪は所謂純粹の國事犯には非ずと雖も亦其一種にして即ち外國と合して本

國に敵する者又は恣に外國に對して戰を開き間接に自己の國に害を蒙らしむる等の所爲に就て規定したるものなり

第二百二十九條 外國ニ與シテ本國ニ抗敵シ又ハ外國ト交戰中同盟國ニ抗敵シ其他本國ニ背叛シテ敵兵ニ附屬シタル者ハ死刑ニ處ス

凡そ日本の人民及び日本在留の外國人にして他國と本國と戦ひを交へて居る中に本國に叛きて外國に與し本國に敵したる者又は外國と本國と戰爭中に其本國の同盟國即ち本國と共に或外國を敵とする國に敵し及其本國に叛きて敵兵に附屬し其指揮を受けて戰爭に従事し又は種々の役務に服する等のとを爲したる者は死刑に處するなり然れども病兵等の看護に従事するは必竟敵の爲めに或る職を執るか如きものなれども是は近時各國の國際上に於て認むる所にして且如斯者は單に其職務を執るのみにして敢て本國に叛きたる者にあらざれば本條を適用すべきものにあらずるなり

第三百十條 交戰中敵兵ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若ハ本

國及ヒ同盟國ノ都城塞又ハ兵器彈藥船艦其他軍事ニ關スル土地家屋物件ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

本條以下は自ら干戈を以て本國に敵したるにあらずして外國が本國と戦ひ居る時私かに外國に通して本國に危害を及ぼす場合の罪を規定するものにして即ち戦を交へて居る中であらざれば其罪成立たず然れども戦を交へ居る中と云ふも互に接戦中と云ふにはあらずして平和を破り互に敵となり居る中といふ意味なり其場合に於て敵の兵を本國の管轄地内に導き入れ又は本國若しくは其同盟國の都、府城、塞即ち等々を敵に引渡し或は刀劍銃炮の如き兵器彈藥は固より軍事に要用なる土地家屋其他の品物を敵に渡したる者要するに敵國に加勢したる者は死刑に處せらるるなり

第三百一十一條 本國及ヒ同盟國ノ軍情機密ヲ敵國ニ漏泄シ若ハ兵隊屯集ノ要地又ハ道路ノ險夷ヲ敵國ニ通知シタル者ハ無期流刑ニ處ス

敵國ノ間諜ヲ誘導シテ本國管内ニ入ラシメ若ハ之ヲ藏匿シタル者亦同シ

ル者亦同シ

本國及び本國に同盟したる國の軍の様子或は謀略等の大切なる事柄を敵國に漏らし知らせ又は兵隊が何所に幾何あると及其戦地の道路山川等の險阻なると或は平地なると等を敵國に通したる者は無期流刑に處せらるるなり而して茲に漏泄通知等の文字を用ゐたるものは軍の計畫や謀事の如きは秘密のものにして通常の人が知り得ざる所なるも道路の險夷の如きは何人にも知り得らるるものなれば其意味を重きと輕きとに用ゐしものなり

敵國の間諜とは敵より其對手國の内情や又は軍の謀事を探くらんが爲めに忍びの者を入れて之を探偵せしむる者にして其間諜を誘ひて本國の管内に引入れ若しくは之を藏まいたる者は尙ほ前項と同ト刑に處せらるるなり

第三百二十二條 陸海軍ヨリ任委ヲ受ケ物品ヲ供給シ及ヒ工作ヲ爲ス者交戦ノ際敵國ニ通謀シ又ハ其賂遺ヲ收受シテ命令ニ違背シ軍備ノ缺乏ヲ致シタル時ハ有期流刑ニ處ス

陸海軍より其頼みを引受けて糧食等の仕送りを爲し又は兵器の修繕や其他の軍事

に必要なる仕事を爲すを引受け居る者が戦ひ中に敵國ニ謀を謀めし合せ又は其敵より賄賂を貰ひ受けて陸海軍の命令通りに品物を納めず又は其仕事を怠りて其言付に背きたるが爲めに本國の陸海軍が其任度即軍の用意に差支へを生ずるが如き所爲ある者は之を有期徒刑に處す

第三百三十三條 外國ニ對シ私ニ戰端ヲ開キタル者ハ有期徒刑ニ處ス其豫備ニ止ル者ハ一等又ハ二等ヲ減ス

本條は前の數條と大に異なる規定にして前條等は皆直接に本國に危害を與へたるを要すれども本條は其目的とする所は外國に在りて其害を直接に受くるは外國なれども其結果は終に國と國との交際上本國に及ぶものなり故に本條の罪を成立するには日本の一私人と外國の一私人との間に於ける戦争なり是等は終には間接に本國に害を及ぼす者なれば有期徒刑に處して其用意に止まりて未だ戦を開くことに掛らぬ内なれば一等又は二等を減して罰するなり

第三百三十四條 外國交戦ノ際本國ニ於テ局外中立ヲ布告シタル時其布告ニ違背シタル者ハ六月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ

十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

外國と外國との戦争中に其本國が局外中立即ち何れの國をも助けず又何れの國にも敵せずして中立すべきを布告したる時に其布告に背きたる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金に處せらるる者なり即ち局外中立とは萬國公法即國と國との交際に關する世界の公けなる法に種々の定めありて例へば局外中立國の船舶が兵器等を積んで一方の敵國に行くときは之を押へて取上ぐるとを得るか如きものをいふものにして即ち局外中立國の人民は斯様なることをなすべからざるに若し之を爲したる者あらば本條に依て罰せらるるなり

第三百三十五條 此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此第二章の國事に關する罪を犯して輕罪に處せられたる者は總て條文に示すが如く六月以上二年より多からざる監視に付せらるるものなり

第三章 靜謐ヲ害スル罪

所謂靜謐を害するとは社會の安寧を害するの意義にして必竟四民の業に安んずる

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス)
ル罪 第一節 兇徒聚衆ノ罪
を妨ぐる所の犯罪を謂ふものなり

百二十二

第一節 凶徒聚集ノ罪

兇徒とは俗にいふわるものにして其惡徒を呼び集めて人民の安寧を害するものに
て第二章の國事犯罪の如く一國に危害を及ぼすを目的とするには非ずして只一
地方の安全を破る所の罪なり故に此罪には必らず多人數の集合すると而して其目
的は一國の安寧秩序に關係せずして暴動をなすを謀りて官吏が之を諭すも解散
せざると及暴動をなしたると等を備ふるに非ざれば其罪を成立せざるなり

第三百三十六條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ暴動ヲ謀リ官吏ノ説諭ヲ受
クルト雖モ仍ホ解散セサル者首魁及ヒ教唆者ハ三月以上三年
以下ノ重禁錮ニ處ス附和隨行シタル者ハ二圓以上五圓以下ノ
罰金ニ處ス

兇徒の多人數を集めて暴動即ち例へば竹槍を持出し或は蓆旗を立てて喧しく騒ぎ
立て人民を騒がせ其業に安んずる能はざる様のとを爲し暴動を企てる所の相談を
なし其役々たる知事警官等の官吏が之を諭して解散せしめんとするも尙ほ解散せ

ざる者は其頭領を爲つて騒ぎ立てたる者及其兇徒を煽り立てる之を騒がせたる者
は條文に示すか如く三月以上三年以下の重禁錮に處せらるるものなり又之に調子
を合せて仲間入を爲し共に隨行して騒ぎ立たる者は二圓以上五圓以下の罰金に處
せらるる故に本罪は畢竟するに左の三條件を備へたるにあらざれば其罪は成立せざ
るなり

第一兇徒の多數なるも 其人數に至ては別に定まりたる制限なくして只裁判官が
多數を認むる程をいふものなり

第二集合力を以て暴動を謀る事 即ち多人數集合したる所以のものは其目的が暴
動をなすに在るが故に祭禮等の如き多人數集まりて騒ぎ立つるも罪とはならずし
て人民が恐怖を懷く可きとをなすを云ふものにして即ち之を嚇し或は官署を毀つ
等のとをなすを謀るべきなりとす

第三官吏の説諭に遇ふも解散せざる事 官吏即ち地方官若くは警察官の如き者が
之を諭しても尙ほ聞入れずして解散せざるを云ふなり

第三百三十七條 兇徒多衆ヲ嘯聚シテ官廳ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス)
ル罪 第一節 兇徒聚衆ノ罪

百二十三

又ハ村市ヲ騷擾シ其他暴動ヲ爲シタル者首魁及ヒ教唆者ハ重懲役ニ處ス其嘯聚ニ應シ煽動シテ勢ヲ助ケタル者ハ輕懲役ニ處シ其情輕キ者ハ一等ヲ減ス附和隨行シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

本條は暴動の目的にて多人數の兇徒を集め官吏の解散を諭すも之を聞かずして役所等に至り喧しく騒ぎ立て又は官吏に押迫り或る自分等の意見を達せんとし又は村や市等の人民を騒がし其他暴動をなしたる者は前條の場合より其罪甚だ重きが故に其重立ちたる頭及頭立ちて之を唆かしたる者は重懲役に處せられ其嘯集に應じ煽動して勢を助けたる者は自分より進んで其仲間に入り人を煽り立て其勢を助けたる者は輕懲役に處せらるるなり其他之一所になりて附和隨行して事を共にしたる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるなり然して此第三百三十六條及第三百七條の如き罪には未遂犯なるものなきとを深く記憶せざるべからず何となれば前條は官吏の説諭を聞くに聞かぬによりて罪の有る無しと定まるものにして後條は現に爲したるにあらざれば罪とはならざるなり例へば官廳に行き

て喧鬧すれば罪となるも其行く道にては只だ多人數の連立ち行くに過ぎざるが如く其後の行爲に依つて罪を爲り又は罪を爲らざるものと定まるものなればなり

第三百三十八條 暴動ノ際人ヲ殺死シ若クハ家屋船舶倉庫等ヲ燒燬シタル時ハ現ニ手ヲ下シ及ヒ火ヲ放ツ者ヲ死刑ニ處ス
首魁及ヒ教唆者情ヲ知テ制セサル者亦同シ

前條の如き暴動の時に人を殺し又は家屋、船、倉等を燒拂らひたる時は現に手を下して人を殺し又は火を放ちたる者を死刑に處するなり而して茲に人を殺しさいふは其暴動の目的の爲めに人を殺したるを云ふものにして家屋其他の物を燒くことは放火罪に於ける場合とは異りて其情狀の重きものなれば此場合に於ての殺人、放火は特に一の罪として之を重く罰するものなり
又は其頭立ちたる者及之を唆かしたる者にて其様子を知りながら其儘にして打捨て置き之を制し止めざりし者は其手を下したる者と同し刑に處せらるるものなり

第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

本節は官吏の身分ある者其官吏たる資格を以て其職務を行ふ場合に之を妨げ或は

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百二十六
ル罪 第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

官吏に對して辱かしめを興へたる者は必竟政府を侮るものにして之を罰せざる時は政府の威嚴を害し終には其政令の行はれざるに至り社會の安寧を害するに至るが故に此節に於て其刑を規定して之を罰する所以なり

第三百二十九條 官吏其職務ヲ以テ法律規則ヲ執行シ又ハ行政司法官署ノ命令ヲ執行スルニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其官吏ニ抗拒シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
暴行脅迫ヲ以テ其官吏ノ爲ス可ラサル事件ヲ行ハシメタル者亦同シ

本條の罪を成立するには左の二個の要件を備へざるべからず
第一官吏が其職務を以て法律規則又は行政、司法官廳の命令を執行する場合なる事 即ち官吏の其職權ある事にて法律規則に依るか又は行政司法官廳の命令を行ふ場合なるを要す例へば警察官が犯罪人を逮捕するが如き時若くは收税官吏が賣

藥印紙の貼用を調ぶるが如き場合に其官吏に手向ひたる者ならざるべからず
第二暴行脅迫を以て官吏の一身に抗拒したる事 即ち第一の場合に於て暴行即ち腕力に依て手荒らなる所爲をなすか又第三百二十六條の定めたるが如く其官吏を脅かすの所爲なかるべからず

右二個の要件を備へて之に手向ひたる者は條文の如く四月以上四年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり
又腕力を以て手荒なる所爲をなすか或は之を脅かして官吏の爲すべからざる事例へば官吏が或事を調ぶる時に當て強ひて賄賂を取らせるが如きとを爲さしめたる者も亦前項の規定と同ト刑に處せらるるものなり

第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

前條の罪を犯し其暴行が一層手荒らになりて爲めに其官吏を毆打し傷けたる者は第三編第二節の毆打創傷の本條に照らして一等を加へ其重きものに從て刑を科するものなり

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百二十七
ル罪 第二節 官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害スル罪

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第二百一十八）

第四百一十一條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若ハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖畫又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者亦同シ

本條は官吏たるの名譽を毀損するの罪にして前條等の規定と同く官吏の職務を妨ぐるものなれども前條は之を形の上に表はし本條は敢て腕力等を用ゐるに非ざるを以て形の上に表はしたる妨害にあらざれども其官吏を侮り又は其職務を妨ぐる點は一つなり而して本條の罪を成立するには左の條件を要す
第一官吏の職務を行ふ際又は其職務に對し之を侮辱する事 即ち官吏が其職務を行ふ場合若くは其職務に對して之を辱しむるものならざるべからず故に假令官吏なりといへども其職務に對するに非らずして單に其一身上の私に對するものは本條の罪ならざるなり而して所謂侮辱は官吏の名譽を毀損するを云ふなり
第二其目前に於てせざるべからざる事 即ち其官吏を侮り又は之を辱しむるは其

面のあたりならざるべからず故に其在らざる時にては本條の罪ならず
第三形容又は言語を以て之を侮辱する事 即ち之を辱かしむるには形容又は言葉を以てせざるべからず形容とは即ち身振を爲すもにて手眞似等を以てするを云ふ即ち前四條件を具へたる者は一年以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり
第二項の規定は前項には其侮辱は必ず官吏の面前ならざるべからざるを云ふも本項は其面前ならざる場合をも罰するを規定したるものにして即ち其目の前ならざるも刊行の文書圖畫即ち雜誌新聞等の如き出版物を以てするか（私の手紙等は此内に含まず）又は公開演說即ち公けに開きたる演說會等に於て言語を以て第三者に知れ亘る程に之を辱しめたる者も亦前項と同ト罪に處せらるるものなり

第三節 囚徒逃走ノ罪及罪人ヲ藏匿スル罪

本條の囚徒とは特に之を明かに示さざる場合には其已決未決即ち罪の定まりたる者亦未だ定まらずして獄中に囚はれ居る者との問はず其囚徒が自から逃れたり又は之を逃れ去らしめたり或は逃れたる罪人を匿し置きたる者の罪を掲げたるもの

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第二百一十九）

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 百三十
ル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪
にして即ち一言せば刑罰の執行を遁るゝ罪に關するものなり

第四百十二條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

既決の囚徒と云ふは既に罪の定まりたる囚人にして獄舎に繋かれ居る者が守人の隙を窺ひ逃れ去りたるときは條文に示すが如く一月以上六月以下の重禁錮に處せらるゝなり

若し其囚徒が只看守人の隙を見て逃れたるにあらずして其囚はれたる獄屋の戸締等を破り或は獄の道具を毀つか又は其守人に腕力にて手荒なるとをなすか又は之を脅かして逃れ去りたる者は其罪一層の重きを以て條文の如く三月以上三年以下の重禁錮に處するものなり

第四百十三條 已決ノ囚徒逃走ノ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論セス其刑期限内再ヒ逃走シタル者ハ再犯ヲ以テ論ス

已決の囚徒は假令逃走するも之を以て再犯として論せず只其同一刑を受け居る内に二度逃走したる時のみ再犯を以て論するものなり是れ其再犯たるを認むるに雖も再犯たるの故を以て一等を加ふるには非ざるなり何となれば既に囚徒となり居りて苦境に在る者なれば其普通人の犯せる場合は大に異なるを以てなり然れども若し囚人にして刑期限内再び罪を犯すとあるに至ては一等を加へ論すべきは勿論なればなり

第四百十四條 未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第四百十二條ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發ノ例ニ照シテ處斷ス

未だ罪が定まらずして刑事の被告人として獄に入り居る内に其守り人の隙を窺ひ逃れ去りたる者は第四百十二條の既決の囚徒と同しく處分すといへども只其調べられ居る即ち獄に囚はるゝ原因の罪を判決する時に數罪俱發の例に因て處分するなり

第四百十五條 囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第四百十

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 百三十一
ル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪） 百三十二
二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

若し既決未決の囚徒が三人以上相談の上謀し合せて逃走したる時は社會に危險を興ふるも大なるを以て第四百四十二條に一等を加へて處分せらるるものなり

第四百四十六條 囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス因テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時ハ一等ヲ加フ

前條は囚徒が自から逃走を爲したる場合の規定にして本條は他人が囚徒を逃走せしむる場合の規定なり即ち囚徒に逃走を爲さしむるが爲めに刃物其他の道具を興へ又は其逃れ出づる仕方等を指圖し教へたる者は條文に示すが如く三月以上三年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して若し夫れが爲め囚徒が其手段を用ゐて逃れ去りたる時は右の刑に更らに一等を加へて罰せらるるものなり

第四百四十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ助ケタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役に處ス
看守人を劫かして囚徒を奪ひ取り又は腕力を以て暴行を加へ或は脅かす等の手段を以て囚徒の逃走するを助けたる者は害を蒙る處のものは即ち社會なるを以て條文に示すが如く一年以上五年以下の重禁錮に處せられ五圓以上五十圓以下の罰金を併せ科せらるるものなり而して若し其囚徒が既に重罪の刑に處せられたる者にありし場合は其情一層重きものなるを以て之を輕懲役に處するものなり

第四百四十八條 囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタル時ハ亦前條ノ例ニ同シ

囚徒を看守し又は護送する役目を帶ぶる者が囚徒を逃走せしめたるときは自から之を守る任でありながら逃かしたるものにして他人の之を爲すよりも其情の重き

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪） 百三十三

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 百三十四
ものなれば第四百四十七條の例に依て處分するなり而して此逃走せしめたる者云
ふは自分の過ちにて逃かしたるを云ふにはあらずして故意即ち之を逃かすの心に
て逃走せしめしを云ふなり

第四百四十九條 前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂
クサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

本條は前數條に記載したる内の輕罪を犯さんとして未だ遂げざりし者は未遂犯罪
の例に因て處分するを規定したるものなり

第五百十條 看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサ
ル時ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三十圓
以下ノ罰金ニ處ス

囚徒を守る看守又は囚徒を送る任に在る者が其怠りたる過ちに依りて囚徒の逃走
を覺らずして之を逃れ去るに至らしめたる者即ち無意犯の場合に於ては條文の如

く二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり而して若し其囚徒が重罪の刑
に處せられたる者なりし時は其情重きが故に一層之を重くして三圓以上三十圓以
下の罰金に處するものなり

第五百十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ付セラレタル
者ナルコトヲ知テ之ヲ藏匿シ若ハ隱避セシメタル者ハ十一日
以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附
加ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

犯罪人は既に裁判が確定して罪に處せられたる者をいひ又逃走の囚徒は罪の
有る無しは未だ定まらざるも兎に角獄に囚はれ居る處の囚人の逃れ去りたる者及
び監視中の者即ち監視中の者は相當の規則ありて其手續を経たるに非らざれば自
由勝手に飛行ることを得ざる者にして是等の者なることを知りながら自から之を匿
まい若しくは自分が或方法を爲して之を隠れしめ以て官の發見を避けしめたる者
は條文に示すが如く十一日以上一年以下の輕禁錮に處し併て二圓以上二十圓以下

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 百三十五
ル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ犯罪人ヲ藏匿スル罪)

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百三十六
ル罪 第三節 囚徒逃走ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪

の罰金を科するものなり而して若し其匿くまいたる囚徒が重罪の刑に處せられたる者なりし時は之に一等を加へて罰するものなり由是觀之此罪を成立たしむるには藏匿せられたる者が犯罪人若しくは監視中の者なるも及其藏匿したる者が其逃走し來りたる囚人なるもを知りて之を匿まいたるもの二條件を具へざるべからざるなり

第百五十二條 他人ノ罪ヲ免カレシメンコトヲ圖リ其罪證ト爲ル可キ物件ヲ隱蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條の罪は罪人を庇ふを罰するものにて即ち其罪人を庇ふの意を以て其罪人の罪の證據となるべき物件を匿くしたるより罪人の勾禁捕縛を免かれしめたる時の如きは條文に示すが如く十一日以上六月以下の輕禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第百五十三條 前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ル時ハ其罪ヲ論セス

前二條の罪人を匿くし又は其罪の證據となるべき物件を匿して罪人を庇ひたる者が第一編第十章に規定したる親屬なりし時は其罪を問はざるなり是必竟父子兄弟姉妹の人情を斟酌したる規に定過ぎざるなり

第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

本節は前節と同く刑の執行を免るる罪なり雖も前節は主刑の執行を免るるものに就ての規定にして本節は附加刑の執行を免るる罪就中剝奪公權停止公權の執行を逃るる罪を定めたるものにして監視規則違反の場合は是れ刑法第四十條及び第六十條に依るも監視は滿期免除を得ざるものなるを以て監視の執行を逃るるも云ふを得ずして是れ監視規則に違背するの故を以て罰せらるるものなり

第百五十四條 公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

公權を剝奪せられ又は公權を停められたる者が私かに其權利を行ひたる時は條文に示すが如く一年以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百三十七
ル罪 第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪 百三十八
罰金を科せらるるものなり而して公權の剝奪及停止等の事は前既に之を述べたるを以て茲に再言せず

第百五十五條 監視ニ附セラレタル者其規則ニ違背シタル時ハ十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

監視に付せられたる者が其監視の規則に背きたるときは條文に示すが如く十五日以上六月以下の重禁錮に處せらるるなり而して其監視規則ニ云ふは即ち刑法附則に在る所の規定を云ふものなり

第百五十六條 前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非サレハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

本條は第百四十三條と同一の理由にて其前の刑に依て付せられたる期限内に再び犯したる場合にあらざれば再犯を以ての故に一等を加へて論ぜらるるものなきを規定したるものなり

第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及所有スル罪

本節に示す所の軍用の大小銃炮及び其彈丸火藥等は政府が獨り之を製造して以て國家の安寧を保つべきものなるが故に一個人として恣まくに之を製造し又は所持するは只に必要なのみならず却て危險なるものなるを以て其手續を経ずして私かに之を製し又は所持する者を罰するを規定したるものなり

第百五十七條 官命ヲ受ケス又ハ官許ヲ得スシテ陸海軍ノ用ニ供スル銃礮彈藥其他破裂質ノ物品ヲ製造シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス其之ヲ輸入シタル者亦同シ

前項ノ物品ヲ私ニ販賣シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官より其製造を命令されたるにもあらず又官の許しをも得ずして陸軍海軍に於て用ゐる所の大小銃砲彈丸火藥其他地雷火綿火藥等の如き破裂する所の性質ある物品を製造したる者は條文に示すが如く二月以上二年以下の重禁錮に處せられ二十

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 第五節 私ニ軍用ノ銃礮彈藥ヲ製造シ及ヒ所有スル罪 百三十九

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 第五節 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造シ及ビ所有スル罪 百四十

圓以上二百圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり又假令ひ之を自から製造せずといへども外國より之を輸入したる者は又同様の刑に處せらるるなり又右第一項の物品を官許を得ずして即ち私かに販賣したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處せられ十圓以上百圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり

第百五十八條

前條ノ罪ヲ犯スト雖モ職工又ハ雇人ニシテ止タ正犯ノ使令ニ供シタル者ハ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

前條の罪を犯すも其犯罪人が軍用の銃砲彈藥を製造又は輸入する者の職工或は雇人等にして只た正犯即ち雇主の言附けに依り之を守りて其製造輸入等の使命に供したる者は前條の本刑より二等を減して罰せらるるなり是れ職工雇人等は主人の命に従ひたるものにして其情斟酌すべきものあればなり

第百五十九條

前二條ノ罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

前二條の罪を犯さんとして未だ遂げざる者は未遂犯として處分せらるるものなり

第百六十條 第百五十七條ニ記載シタル物品ヲ私ニ所有シタル

者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百五十七條に記載したる即ち軍に用ゐる大小銃砲彈丸火藥其他破裂質の物品を相當の手續に因らずして即ち官より命をも受けず又官より許しをも得ずして私かに所有したる者は條文に示すが如く二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり而して此處に所有と云ふ以上は他人の物件を借用し又は委託を受け之を所持し居るも自己の所有に在らざる以上は罪とならずと信す

第百六十一條

第百五十七條ニ記載シタル物品ノ製造ニ供シタル器械ニシテ單ニ其用ニ供ス可キ者ハ何人ノ所有ヲ問ハス之ヲ沒收ス

第百五十七條に記載してある銃砲等の品物を製造する爲めの用に供したる器械にして夫等の品物を製造する外に用うるもの出來ざるものに至ては之を人民に所有せしむる用なくして却て害あるものなれば假令何人の所有權に屬する物なるをも之を沒收して官に取上ぐるものなり

第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪) 第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百四十二

往來通信は社會上極めて必要なるものなるを以て若し之に妨害を加ふる者あるに於ては必竟社會の進歩を妨ぐるものなれば之を罰すべきの規定なかるべからざるものにして即ち本節は其規定を掲げたるものなり

第百六十二條 道路橋梁河溝港埠ヲ損壞シテ往來ヲ妨害シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

道路、橋、河、港等は人畜及舟車の往來に便するものにして交通運搬等の用に供し社會の繁榮を進むるものなれば故意を以て之を損し或は毀ちて交通を妨げたる者は條文に示すが如く二月以上二年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金を科せらるるものなり而して此罪を成立せしむるには故意即ち此罪を犯すの心ある事之を損壞りたるも及其往來を妨げたる事の三條件を要するものなり

第百六十三條 偽計又ハ威力ヲ以テ郵便ヲ妨害シ若ハ之ヲ阻止シタル者ハ亦前條ニ同シ

郵便は信書其他の交通を媒ちする機關なれば偽りの謀を以て郵便脚夫を欺き又は腕力又は言語により之をおどして其進行を遮きり郵便物の運送を妨げたる者は其延引したるため社會の害を蒙る甚しきを以て又前條と同ト刑罰に處せらるるものなり

第百六十四條 電信ノ器械柱木ヲ損壞シ又ハ條線ヲ切斷シテ電氣ヲ不通ニ致シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
若シ器械柱木條線ヲ損壞シテ電信ノ妨害ヲ爲スト雖モ不通ニ至ラサル時ハ一等ヲ減ス

電信は郵便と同トく社會交通の用に供するものにして殊に緊急を要するものなれば其電信に使用する所の器械又は電線を張りたる柱木を損壞し或は其電線を断ち切り電氣を不通になして其用を爲さしめざるに致したる者は前條よりは其害を社會に與ふると一層甚しきを以て前の場合よりは之を重くして三月以上三年以下の重禁錮に處し併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり是亦勿論

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百四十三

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百四十四
ル罪 第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

故意を以て爲したる場合ならざるべからず
第二項は前項に述べたるが如く電信の器械及電柱電線等を損壞し電信の妨げを爲したるも致で電信不通に至らざりし場合には必竟目的を達せずして宛も未遂犯と同一ものなるが故に(然れども純粹の未遂犯には非ざるなり)本條の刑より一等を減じて罰するものなり

第百六十五條 汽車ノ往來ヲ妨害スル爲メ鐵道及ヒ其標識ヲ損壞シ其他危險ナル障礙ヲ爲シタル者ハ重懲役ニ處ス

凡そ瀛車は交通機關の尤も重要なものなれば故意を以て其往來を妨ぐるが爲めに汽車の通行すべき鐵道及其目印の爲めに立てたる標識を毀ち其他汽車の往來に危險なる妨げを爲したる者は重懲役に處せらる何となれば汽車は其進行極めて速かなるが故に其動止も甚だ易からずして爲めに妨害を避くるに難く僅かの妨害といへども之が爲めに多くの人命等を損ずるに至るとありて極めて危險なるものなれば其罪の度も亦重もからざるを得ず因て斯く重刑を科する所以なり

第百六十六條 船舶ノ往來ヲ妨害スル爲メ燈臺浮標其他航海ノ

安寧ヲ保護スル標識ヲ損壞シ又ハ詐僞ノ標識ヲ點示シタル者ハ亦前條ニ同シ

船舶は又陸に於ける汽車と同しく水上に於ける交通の要なる道具なるを以て其往來を妨害したる者は亦前條と同じ刑に處せらるるものなり即故意を以て船舶が夜中に目印を燈臺其他浮標等の如き安全に航海を爲すべきが爲めに設けたる保護の目印を損壞したる者は重懲役に處せらるるものにして又航路を誤らしむるが爲め詐りの目印を爲したる者も亦同し刑に處せらるるものなり而して本條は航海と特に記載するが故に河及湖等の航行を妨けたる者は本條を適用するを得ざるなり

第百六十七條 前數條ニ記載シタル罪其事務ニ關スル官吏及ヒ雇人職工自ラ犯シタル時ハ各本刑ニ照シ一等ヲ加フ

前數條即ち第百六十二條以下の犯罪人にして郵便事務、鐵道事務、燈臺等の事務を掌る官吏或は其雇人又は職工等にてありし時は本刑に一等を加へて罰するものなり是れ必竟普通人の犯すよりも其情状重ければなり

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害ス) 百四十五
ル罪 第六節 往來通信ヲ妨害スル罪

第百六十八條 第百六十二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ殺傷シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

第百六十二條に記載したる犯罪を爲して往來を妨害したるが爲めに其所を往來する所の人々が傷き若しくは死したる時は第三編第二節の毆打創傷の本條に照らし重きものに依て處分するなり是れ一見過失にて人を傷け又は殺したるが如くなるも其道路橋梁等を破壊したるは故意に出でたるものなれば過て人を殺し又は傷けたるものと同一く論ずるを得ざればなり

第百六十九條 第百六十五條第百六十六條ノ罪ヲ犯シ因テ汽車ヲ顛覆シ又ハ船舶ヲ覆没シタル時ハ無期徒刑ニ處シ人ヲ死ニ致シタル時ハ死刑ニ處ス

第百六十五條及第百六十六條に記載したる罪を犯し夫が爲めに汽車が覆へるに至り或は船舶が沈むが如き場合に立至りたる時は損害を社會に與ふると大なるを以て一層其罪を重くして無期徒刑に處し若又汽車が覆へり又船が沈んだるが爲めに人の死を致したる時は死刑に處するなり是れ又前條と同一く故意に因り是等の犯罪を爲したるが爲めに生したる事なれば其責を負はざるべからざるは當然なればなり

第百七十條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此第六節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ其目的を仕遂げざりし者は一般の未遂犯の例に因りて處分せらるるなり是其公益を害するを尤も大なるものなれば如斯輕罪の所爲の未遂といへども尙ほ之を問ふべきを定めたるものなり

第七節 人ノ住所ヲ犯ス罪

人の住居權なるものは尤も貴重なるものにして妄りに他人に犯さるべきものにあらず若し他人に妄りに犯さるるも之を罰するとなしさせば余々は一日も安んじて業を取ると能はざるべきなり何んとなれば理由もなく妄りに人の住居に入る者は必らず盜をなし或は人を殺す等何れも罪を犯すの目的を推し得べければなり故に本節の規定を設けて之を防ぐものなり

第百七十一條 晝間故ヲシテ人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シ

タル建造物ニ入りタル者ハ十一日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ左ニ記載シタル所爲アル時ハ一等ヲ加フ

- 一 門戸牆壁ヲ踰越損壞シ又ハ鎖鑰ヲ開キテ入りタル時
- 二 兇器其他犯罪ノ用ニ供ス可キ物品ヲ携帯シテ入りタル時
- 三 暴行ヲ爲シテ入りタル時
- 四 二人以上ニテ入りタル時

本條の罪を成立するに即ち左の條件を要す

第一晝間なるも 即ち晝間とは日出より日の入るまでを云ふものにして夜間は別に規定あれば本條は必らず晝間なるを要するなり

第二人の住居したる邸宅又は人の看守したる建造物に入りたる事 人の住居したるは人が現に其所に住し居るを云ふものにして邸宅とは家屋及其構内を云ふなり又人の看守したる建造物とは例へば神社學校等の如き終始人は住居せずといへ

ごも人の監督をなし守るものにして船舶の如き汽車の如きも又建造物に相違なければ此建造物の内に含み居るものなり

第三正當の理由なき事 正當の理由の如何なるもなるやは始めより定め置くを得べきものにあらずといへども法律に於て許されたる場合は皆正當の理由なり例へば警察官が現行犯を認めて之を捕ふるが爲めに入る等の如きをいふなり又人を訪問するが爲に邸内に入る等は明かに主入より拒まれたるに非らざれば主人は之を暗に承知し許し居るものと認むるが故に敢て理由なしといふにはあらざるなり畢竟一言せば即ち侵入の所爲は權利無くして爲したるものならざるべからざるなり

以上の條件を具へたる時は即ち條文に示すが如く十一日以上六月以下の重禁錮に處せらるるものなり而して此罪を犯すに當り左の所爲ありし時は一等を加へて刑に處せらるるなり

- 一 門戸を設けて境を限り又は生け垣や塀等を造りて圍みの爲しある所を乗り越へ又は錠やかきがねを設けて締りの爲しある所を開きて入り込みたる時
- 二 刃物其他罪を犯す時の用に使ふべき品物を持ちて入り込みたる時

三 腕力を以て人の拒ぐを強て入り込たる時

四 二人以上の人數にて入り込たる時
是等は或る犯罪の目的にて入りしもの明かなるものにして且其情の重きものなれば本刑に一等を加へて罰するものなり

第七十二條

夜間故ナク人ノ住居シタル邸宅又ハ人ノ看守シタル建造物ニ入りタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處ス
若シ前條ニ記載シタル加重ス可キ所爲アル時ハ一等ヲ加フ

本條は前條と殆んど同一規定にして只其重なる所は夜と晝との差あるのみ所謂夜とは即ち日の入りより日の出迄を云ふ是れ必竟するに夜は人が安眠に就く時にして自然邸宅等の取締りも晝の如くに行届かざる時なれば前條より重き刑即ち一年以上一年以下の重禁錮に處せらるるものにして若し前條に列記したる一、二、三、四の如き事を爲して入り込みたる時は矢張同く本條の刑に一等を加へて罰するものなり

第七十三條

故ナク皇居禁苑離宮行在所及ヒ皇陵内ニ入りタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

皇居とは宮城の事にして禁苑とは宮城離宮等の御庭内を云ひ離宮とは離れ御殿を云ふなり其他天皇三后皇太子等の假りの宮即ち行在所及び御歴代の御墳墓等に理由なくして入り込みたる時は前二條の刑に各一等を加へて罰するものなり是れ必竟皇室の尊嚴を犯すものなればなり

第八節 官ノ封印ヲ破棄スル罪

官署の封印は必竟其外見を憚るか若くは其物件に對して所分を爲さしめざるが爲めに之を封シ官署の印若くは掛り官の印を捺し置くものなれば之を破りたるに於ては官署の處分を無効に歸するに至り且官署の威信を瀆すものなれば本節を設けて之を罰するを示したるものなり

第七十四條

官署ノ處分ニ因リ特別ニ家屋倉庫其他ノ物件ニ施シタル封印ヲ破棄シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

若シ看守者自ラ犯シタル時ハ一等ヲ加フ

官署の處分に因り特別に家屋倉庫其他の物件に對して封印を施すときは裁判所が債權者の權利を保護するが爲めに執達吏をして債務者の財産を差押へしめたるが如き場合には之を債務者の勝手に處分すると能はざる様に封印を付けざるべからず是等は通常の事にあらずして凡そ自己の所有する財産は自己の勝手に賣渡し又は取毀つ等のことを爲し得べきものなれども其義務あるが爲め特に其家屋或は倉庫及其他の財産に封印を付けて其自由の處分を禁せらるるものなれば之に違背して自己の自由に其封印を破り棄てたるときは條文に示すが如く二月以上二年以下の重禁錮に處せらるるものなり故に本條の罪を成立するには左の條件あるを要す

第一官廳の施したる封印なる事

第二封印を破棄する事 封印を破棄するとは廣く世人に對して封印の効力を失はしむることを云ひ元封印の目的は其自由處分を禁ずるものなれば假令之を處分せずとも其封印を破棄するに於ては是れ官廳の命令を侮るものにして且其所爲たるや犯罪を爲すの目的に出でたるものと推測するを以て之を罰するの必要あるなり而して此封印を爲すに就ては場合に依り其看守即番人を置くもありて其番人自らが此罪を犯したる時は其職を辱かしめ情の重きものなるを以て一等を加へて罰

するものなり

第七十五條 官ノ封印ヲ破棄シテ其物件ヲ盜取シ又毀壞シタル者ハ盜罪及ヒ毀壞ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

官廳の爲したる封印を故意に破棄して其品物を盜み取り又は之を毀ちたる時は第三百六十六條以下の盜罪及第四百十七條以下の毀壞の罪の本條に照らし其重きものに因て處分すべきものなり是れ假令其物品は自己の物なり雖も相當の理由ありて既に封印を付せられたる以上は自己の勝手に處分し能はざるが故に最早自己の物にして自己の物にあらぬ品を取り又は毀ちたるものなれば各其盜罪若くは毀壞罪の本條に問ふべきものとみなしたるものなり

第七十六條 看守者其懈怠ニ因リ封印ヲ破棄シ又ハ其物件ヲ盜取毀壞スル犯人アルコトヲ覺ラサル時ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

看守の責ある者即ち番人が怠りに因りて封印を破り又は封印のある品物を盜み又毀つ等の犯罪を爲す者のあるを覺らざりしときは二圓以上二十圓以下の罰金に

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第八節 公務ヲ行フヲ拒ム罪 處せらるるものなり)

百五十四

第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪

公けの務は皆社會公益の爲めに行はざるべからざる義務あるものなれば若し之を行ふを拒みたる時は即ち公益を害するものなるが故に本節を設けて之を罰するものなり茲に注意すべきは標題を一見するときは公務を行ふを拒む罪とあるを以て他人の行ふ公務を拒む意味に思はるれども決して否らずして公務を行ふことを拒むに在るなり

第七十七條

陸海軍ノ將校タル者出兵ヲ要求スル權アル官署ヨリ其要求ヲ受ク故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條の犯罪人と爲るは陸軍海軍の士官以上の職に在る者にして即ち其將校たる者が何か事變ありて兵を出すとを必要とする時に其出兵を求むるの權利を有する即ち行政官司法官廳より其兵を出さんとを求められて理由なく自己の統率する兵隊を動かすことを承知せざる時は其將校は即ち公務を行ふを拒みたる者なれば條文

に示すが如く二月以上二年以下の輕禁錮に處せられ併せて五十圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第七十八條

陸海軍ノ徵兵ニ編入セラル可キ者身體ヲ毀傷シテ疾病ヲ作爲シ其他詐僞ノ所爲ヲ以テ免役ヲ圖リタル時ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

若シ他人ニ囑託シ其氏名ヲ詐稱シ代テ徵募ニ應セシメタル者亦同シ其囑託ヲ受クテ徵募ニ應シタル者ハ第二百三十一條ノ例ニ照シテ處斷ス

凡そ日本國の男子たる者は滿二十歳に至れば徵兵令の定むる所に依りて兵役に服すべき義務あり故に是等の者が陸軍海軍の徵兵に編入せらるべき時に其免役を謀りて殊更らに身體を傷け以て徵兵令の規則に適せざる様になして病氣を作り又は其他詐りの方法を以て徵兵令の規則に當てはまらざる様故意に其兵役の義務を免

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第三章 靜謐ヲ害スル罪 第九節 公務ヲ行フヲ拒ム罪)

百五十五

かれんとする者は條文に示すが如く一月以上一年以下の重禁錮に處せられ三圓以上三十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり
又若し他人に頼みて自分の姓名を詐り名乗らせ自分に代りて徴兵に出さしめたる者も亦前項と同罪に處せらるるものなり而して其頼みを受けて他人に代り兵役に服したる者は第二百三十一條の官署に對して身分姓名を詐りたる罪に處せらるるものなり

第七十九條 醫師化學家其他職業ニ因リ官署ヨリ解剖分析又ハ鑑定ヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

醫師及化學家即化學を攻めて分析等を爲す職業に従事する者が官署より解剖即ふわけ或は化學上の分析及物品等の鑑定即目ききを言ひ附けられたるるとき其職業上知り得べき事柄なるにも拘らず又法律上陳述を拒むを得る以外の場合にも拘らず相當の理由なくして之を承諾せざる者は矢張公務を行ふを拒むものなれば條文の示すが如く四圓以上四十圓以下の罰金に處せらるるものなり

第八十條 裁判所ヨリ證人トシテ證據ヲ陳述スルコトヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ亦前條ニ同シ

裁判所より或る事柄の證據人として其見聞したる事柄を證據とする爲め陳述するを言附けられたる者が理由なくして之を承諾せざるるときも亦前條と同しく罰せらるるものなり

第八十一條 傳染病流行ノ際又ハ傳染病ノ疑アル船舶入港スルニ當リ醫師其病患ヲ検査シ又ハ消滅ノ方法ヲ陳述スルコトヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

獸類傳染病流行ノ際獸醫此條ノ罪ヲ犯シタル時ハ一等ヲ減ス
傳染病の流行する時又傳染病がある疑の存する船等の港に入りたる時に當りて醫師の業を爲す者其病氣を検査し又は其病毒を無くす仕方等を申し述べるとを言ひ附けられて理由なく之を承知せざる者は條文に示すが如く五圓以上五十圓以下の

罰金に處せらるゝなり又獸醫ハ獸類の傳染病流行の時に此條に記載したる所の罪を犯したる時は普通の醫師の刑よりは一等を減じて處分するものなり是れ人と獸類とにては其性を異にするが故なるべし

第四章 信用ヲ害スル罪

凡そ信用は一國の繁榮を進むるに大切なるものにして若し之を害する時は其直接の害を被るものは一個人なりと雖も延ひて社會に及ほし其公益を害すると甚しきものなれば本章に之ハ刑罰を規定して以て之を保護するものなり

第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

貨幣は社會の經濟上に欠くべからざる物にして法律上に於て普ねく通用する効力を有し日本國民は何人とも雖も其受授を拒むと能はざるものなれば公益を保護する爲政府に於て其分量或は軀裁を一定して信用を安全ならしむるなり故に人民は妄りに之を製造すると能はざるものなり然るに若し之を製造使用する者あれば信用を害して社會の公けの利益を害する者なるを以て本節を設け以て其罪を定めたるものなり

第百八十二條 内國通用ノ金銀貨及ヒ紙幣ヲ偽造シテ行使シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

政府の命令に因りて日本全國内に通用すべき金貨銀貨及紙幣を私に製造して使用したる者は無期徒刑に處せらるゝ之を變造即ち其價を増加し又は量目を減ずる等假令ば二十錢紙幣の文字を改めて五十錢紙幣となし又は金貨を削りて其量目を減じたるが如く之を變じて使用したる者は輕懲役に處せらるゝなり即ち此罪を成立するには左の要件を備ふるを要す

第一法律上の通用力を有するものなるも 即ち日本政府が日本國の通用貨幣として現在通用せしむるものにして外國貨幣及既に通用を廢止したるものも如きは本條の所謂貨幣に非らず然れども其使用は之を止めたるも尙原價を以て交換し得べきものは未だ本條の通用貨幣たるを失はず

第二偽造變造の所爲ある事 即真正の貨幣を摸擬して私に之を製造し又は變造したる所爲あるを要す

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百六十

第三行使する事 假令之を偽造するも未だ行使し即ち之を貨幣として使用せざる者は本條の罪ならざるなり

以上の三條件を具備したる時は本罪は立派に成立するものなり

第百八十三條 内國ニ於テ通用スル外國ノ金銀貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス

外國政府に於て製造したる貨幣といへども内國の或る部分即ち開港場等に於て法律上通用するとあり例へば彼のメキシコ弗の如し其金貨銀貨を私かに摸造して使用したる者は有期徒刑に處せられ若し變造して使用したる者は二年以上五年以下の重禁錮に處せらるるなり

第百八十四條 官許ヲ得テ發行スル銀行ノ紙幣ヲ偽造シ若ハ變造シテ行使シタル者ハ内外國ノ區別ニ從ヒ前二條ノ例ニ照シ

テ處斷ス

政府の許を受け相當の手續きに依りて銀行に於て發したる紙幣は又政府にて發行する紙幣と同ト性質を有するものなれば即ち公衆をして之に信用を置かしむるが爲めに若し其紙幣を偽造又は變造して使用したる者は其内國の銀行にて發したる紙幣なるも外國銀行の發したる紙幣なるものに依りて内國銀行紙幣の場合に於ては第百八十二條の例に依り外國銀行紙幣の場合なるに於ては第百八十三條の例に依りて之を處分すべきものなり

第百八十五條 内國通用ノ銅貨ヲ偽造シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

若シ變造シテ行使シタル者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

銅貨の偽造變造は金貨銀貨及紙幣等に比すれば其價の少なきが爲めに公益を害するとも少なく又此犯罪の爲め損害を蒙る所の着の害も亦少なければ本條に記載したる如く其摸偽して私かに製造し且使用したる者は輕懲役に處せられ其變造して

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百六十一

ル罪 第一節 貨幣ヲ偽造スル罪

且使用したる者は條文に示すが如く一年以上三年以下の重禁錮に處せらるるものなり

第百八十六條 前數條ニ記載シタル貨幣ノ偽造變造已ニ成テ未タ行使セサル者ハ各本刑ニ照シ一等ヲ減シ其未タ成ラサル者ハ二等ヲ減ス

若シ偽造ノ器械ヲ豫備シテ未タ著手セサル者ハ各三等ヲ減ス前ノ五六條に記したる罪を犯して現に内國に於て通用する貨幣の偽造變造は既に出來上りたるも未だ之を行使せざる者は本條の刑より一等を減ト又其偽造變造に取掛りたるも未だ製造中にて出來上からざる時は二等を減するものなり
若シ又私カに貨幣を偽造せんが爲めに其器械を用意したるも只其用意のみに止まり未だ偽造に取掛らざる者は偽造の本條に定めたる刑よりも三等を減するなり即ち本項の如きは只偽造を爲す豫備の所爲を爲したるのみにて罪さなるものなり

第百八十七條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ雇テ受ケタル職

工ハ前數條ニ記載シタル犯人ノ受ク可キ刑ニ照シ各一等ヲ減ス

若シ職工ノ補助ヲ爲シテ雜役ニ供シタル者ハ職工ノ刑ニ照シ一等又ハ二等ヲ減ス

貨幣を偽造し又は變造する事柄を承知の上にて雇はれ其職工となり偽造又は變造の仕事を爲したる者は前數條に記したる犯罪人の受くべき罪より一等を減するものなり是給料を受けて其命に従ふのみなれば偽造行使をなす者に比ぶれば其情に於て輕きが故に斯くの如く一等を減するものなり

若シ又其職工の下役となり職工を助けて種々の仕事を手傳ひたる者は其職工よりも亦情狀の一層輕き者なるが故に職工等の受くべき罪より更に二等を減じて罰するものなり

第百八十八條 貨幣ヲ偽造變造スルノ情ヲ知テ房屋ヲ給與シタル者ハ偽造變造ノ各本刑ニ照シ二等ヲ減ス

貨幣を偽造又は變造する事柄を承知の上にて其仕事部屋を貸し與へたる者は偽造

變造を助けたる者なるを以て其各本條の刑に依りて夫より二等を減するなり

第百八十九條 偽造變造ノ貨幣ヲ内國ニ輸入シタル者ハ偽造變造ノ刑ニ同シ

外國に於て偽造若くは變造したる貨幣を國內に輸入する者は輸入したるのみを以て罪を成立するものにして條文の刑を科せらるゝなり而して其貨幣たるは内國貨幣なるも外國貨幣なるも又銀行紙幣なるを問はずして且其金貨銀貨銅貨を問はずるが故に總て是等を輸入したる者は金銀貨ならば金銀貨銅貨ならば銅貨の各其本條に依りて偽造變造の刑に處せらるゝものなり是れ偽造變造者とは其所爲を異にすれども社會公けの信用を害するに於ては敢て異ならざればなり

第百九十條 偽造變造ノ情ヲ知テ其貨幣ヲ取受シ之ヲ行使シタル者ハ偽造變造シテ行使シタル者ノ刑ニ照シ各二等ヲ減ス 其未タ行使セサル者ハ各三等ヲ減ス

自分に偽造變造せずといへども其偽造變造したる貨幣なるの事柄を知りて之を受取りたる上之を使用したる者は自分にて偽造變造して使用したる者の刑より二等

を減して處分すべきものなり然れども之を行使するの意ありて受取りたるも未だ之を使用せざる者は其情輕きが故に三等を減するものなり故に此罪は只其偽造變造の貨幣なることを知りながら之を受取れば即ち成立つものにして偽造變造なることを知らずして後に至り之を知りて使用したる者は別に罪の規定せらるゝものあり

第百九十一條 前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

前數條に記載したる罪を犯して輕罪の刑に處せられたる者は當然六月以上二年以下の監視に付せらるゝものなり

第百九十二條 貨幣ヲ偽造變造シ及ヒ輸入取受シタル者未タ行使セサル前ニ於テ官ニ自首シタル時ハ本刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス

若シ職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者未タ行使セサル前ニ於テ自首シタル時ハ本刑ヲ免ス

貨幣を偽造變造し又は外國より之を輸入し又は受取りたる者が其未だ之を使用せざる前に自から官に其犯罪を申出でたる者は未だ害を社會に與へざるものなるを以て其本刑は之を免すと雖も其自首して出でたるとは果して心底悔悟せるか又は一時の策なるやも測り知られざるが故に多少危険なしとせず故に其行狀を監守するが爲めに六月以上三年以下の監視に附するものなり若し其仕事を爲したる職工及職工の手傳となして種々の仕事に従ふたる者及び製造の爲め仕事部屋等を貸したる者が其偽造又は變造したる貨幣を少しも使用せざる前に自から官に申出でたるときは前項の者よりも一層其情の輕きものなれば全く其刑を免るして又た監視をも付せざるなり

第百九十三條 貨幣ヲ取受スルノ後ニ於テ偽造又ハ變造ナルコトヲ知り之ヲ行使シタル者ハ其價額ニ倍ノ罰金ニ處ス但其罰金ハ二圓以下ニ降スコトヲ得ス

偽造又は變造したる貨幣を全く真正の物と思ふて受取りたる後に其偽造又は變造なることを知りて其自分の損を招くを恐れ之を使用したる者は其使用したる金高の二倍の罰金を科するなり然し其罰金は二圓以下に下すを得ずして即ち五十錢の偽造變造紙幣を使用したる者といへども本文の例に依れば一圓なれども二圓の罰金に處せらるゝなり

第二節 官印ヲ偽造スル罪

官印とは凡て官署に於て使用する印類より記號印紙等に至る迄の印類を總稱したるものにして此等は官署の信實を證明するものにして若し之を偽造する等のとあれば官署の信用を害する大なるを以て本節に其罪を規定したるものなり

第百九十四條 御璽國璽ヲ偽造シ又ハ其偽璽ヲ使用シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

御璽とは天皇の御印にして國璽とは日本國の國印を云ふものなり是等は尤も重んずべき印章なるが故に是等の印を真正の印に摸擬して彫刻し之を使用したる者は無期徒刑に處せらるゝものなり而して其摸擬を云ふは印章を同し様に彫刻するもにて眞實の印と相違するもの甚しきものは偽造に非らざるなり且つ此罪は印を造り之を使用するものなれば朱墨等にて之を摸寫したるは此罪に論せらるゝものに

第百九十五條 各官署ノ印ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ重懲役ニ處ス

各官署即ち上は各省より府縣廳町村役場等に至る迄苟くも官署に於て使用せる印章は假令現在使用するものたるに既に廢止せられたるものたるを問はず之を偽造し又之を使用したる者は重懲役に處せらるるなり

第百九十六條 產物商品等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ輕懲役ニ處ス

書籍什物等ニ押用スル官ノ記號印章ヲ偽造シ又ハ其偽印ヲ使用シタル者ハ一年以上三年以上ノ重禁錮ニ處ス
產物商品等に押捺して用ゆる官の記號即しるし及印章假令へは車箱等の如き又は金物等に其品位を保證する爲めに打込む記し及印章等を偽造し又は之を使用したる者は輕懲役に處せらるるなり

又書籍及諸般の道具等に押し用ゆる官署の記し及印章等を偽造し又は偽せ印を用ゐたる者は一年以上三年以上の重禁錮に處せらるるなり

第百九十七條 御璽國璽官印記號印章ノ影蹟ヲ盜用シタル者ハ前數條ニ記載シタル偽造ノ刑ニ照シ各一等ヲ減ス
若シ監守者自ラ犯シタル時ハ偽造ノ刑ニ同シ

天皇の御印章及國の印章又は官署の印章記號等の印章の影蹟即ち眞の印章を私に持出して即ち是等の印章をば其意に反して押捺し以て其印の影を盜み用ゐたる者は前に掲げたる偽造の刑に依りて各一等を減するものなり是偽造は眞印に偽造るものなれば其信偽を見分くるに易けれども本條の盜用は其眞物を押捺するものなるを以て之を防ぐに易くして犯すに難きが故に偽造よりは其刑を軽くしたるものなり然し夫等の印章を預り守る任を帯ぶる者自から之を犯したる時は其情重きを以て偽造と同く處分せらるるものなり

第百九十八條 官ヨリ發行スル各種ノ印紙界紙及ヒ郵便切手ヲ偽造シ變造シ又ハ其情ヲ知テ之ヲ使用シタル者ハ一年以上五

(第二編 公益ニ關スル重罪 輕罪 第四章 信用ヲ害スル罪 第七十)

百七十

年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

官に於て發行する種々の印紙類假令へば賣藥印紙烟草印紙の如きもの及界紙類即ち現今は無きものなれども以前に在りし證券界紙の如きもの又は郵便切手等を偽造或は變造し又は其偽造變造なるの事故を承知して之を使用したる者は條文に示すが如く一年以上五年以下の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり

第百九十九條 已ニ貼用シタル各種ノ印紙及ヒ郵便切手ヲ再ヒ

貼用シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

證券印紙賣藥印紙等の諸印紙類は一度之を用ゐたる以上は再び之を使用すべからざるものなるを以て一度有効に貼用したる此等の印紙類及郵便切手等を再び貼用したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるなり而して此に所謂貼用とは實地用ゐたる書類に貼用したる者を再び貼用するを謂ふものにして其書類を用ゐざる時は未だ其効用を爲さざるものなるが故に再び用ゐることも再度貼用の罪に問はるることはなきなり

第二百條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル

者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此第二節に記載したる内の輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は一般の未遂犯罪の場合の例に依て處分せらるるものなり

第二百一條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ

六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此第二節中に記載したる罪を犯したる者は輕罪の刑に處せられたる者にて之を監督するの必要あるが故に六月以上二年以下の監視に附するものなり

第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪

官の文書とは官廳又は官吏が其資格を以て其職權内に於て作る處の書類を云ひ公吏即公證人執達吏等の書類も亦此官の文書の内に含まるるものにして此文書を偽造する者は又前節の官の印章を偽造する者と同トク官署の信用を害し社會の公益を害するものなれば本節の規定を設けて以て之を罰する者なり

(第二編 公益ニ關スル重罪 輕罪 第四章 信用ヲ害スル罪 第七十)

百七十一

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百七十二

第二百二條 詔書ヲ偽造シ又ハ増減變換シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

其詔書ヲ毀棄シタル者亦同シ

詔書とは天皇陛下の敕を書きたる文書にして之を偽せ造り又は其敕書に文字を書き加へ又は之を減下或は之を訂正變換したる者は無期徒刑に處するなり

其敕旨を書きたる書付けを毀ち破りし者も亦同ト但此詔書は御直きの書を云ふものにして新聞等に出てたる詔敕等を寫し書き損下等にて之を訂正し又は毀ちたる者を云ふにはあらず而して本條は別に之を使用せずとも罪は成立つものなり

第二百三條 官ノ文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者

ハ輕懲役ニ處ス

其官ノ文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

官署官吏の作りたる文書を偽せ造り又は之を増加し減削して之を變換したる者は輕懲役に處せらるゝなり而して本條の罪は之を行使しとあるが故に之を使用したるにあらざれば其罪は成立たざるなり

前項に云へる官の文書を毀ち破りたる者も亦同ト刑に處せらるゝなり而して以下に所謂毀棄とは強ち其形狀を破るゝを必要とするには非ずして文書の全體を塗りかくすとも亦含むものとす

第二百四條 公債證書地券其他官吏ノ公證シタル文書ヲ偽造シ

又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

若シ無記名ノ公債證書ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

公債證書、地券其他官吏が公證したる文書即ち登記官吏が公證登記を證明したる文書其他郡長村長等の與書の如きものに至る迄之を偽せ造り又は之を増し或は減ト又は訂正變換等爲したる上之を使用したる時は輕懲役に處せらるゝなり

若し其公債證書にして誰人の所有なるをも記せざる即ち無記名證書なる時は宛かも紙幣の如く其偽造變換等を發見するに難きものなるを以て第一項の刑に一等を加ふるものなり

第二百五條 官吏其管掌ニ係ル文書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ

行使シタル者ハ前二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

(第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス) 百七十三

レ罪 第三節 官ノ文書ヲ偽造スル罪

其文書ヲ毀棄シタル者亦同シ

官吏其他官の文書を掌る職務ある者にして其文書を偽せ造り又増し減じ或は訂正變換等して使用したる者は之を監守する者自から爲したるなれば之を爲すに易くして其情尤も重きが故に前二條の刑に一等を加ふるものなり若し又夫等の職に在る者が其文書を毀ちたるときは同様の刑に處せらるゝなり然れども其取扱の官吏が是等の文書を作る時に書損等になり之を破り棄つるとあるも是未だ官の文書となりたるものにあらずして必竟其原稿たるに止まるものなるを以て罪となるべきものにあらず

第二百六條 官ノ文書ヲ偽造スルニ因テ官印ヲ偽造シ又ハ盜用

シタル者ハ偽造官印ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス

前條に云へる官の文書を偽せ造るが爲めに官の印章を偽せ造り又は之を盜み捺したる者は前節の官印を偽造したる者の本條に照らして其重きものに依て處分するものなり

第二百七條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ減輕ニ因テ輕罪ノ刑ニ

處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此第三節に記載したる種々の罪を犯して前に述べたる酌量宥恕等の理由あるに依り其本刑を軽く減じて輕罪の刑に處したる時は六月以上二年以下の監視を附加するものなり

第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

私印とは官印に對する語にして余々の如き一個人の印章を云ひ私書とは官文書に對する余々一個人の權利若くは義務を證明するの文書より書狀の如きものに至るまで皆其人の私用に關するものにして之を偽造行使するときは直接には私益を害し間接には公益を害するものなるを以て本節を規定して其罰を示すものなり

第二百八條 他人ノ私印ヲ偽造シテ使用シタル者ハ六月以上五

年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス。

若シ他人ノ印影ヲ盜用シタル者ハ一等ヲ減ス

他人の使用する私印とは必竟官印に對する語にして人民の用ある印章は皆私印なり即ち是等の私印を偽せ造りて用ゐたる者は條文に示すが如く六月以上五年以下

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス） 百七十六

の重禁錮に處せられ併せて五圓以上五十圓以下の罰金を科せらるるものなり
若し又其他人の私印を權利なく又其所有者本人の承諾なくして之を盜捺し用ゐたる者は一等を減するなり而して私印とは只公けに官署に届出でたる實印のみを云ふにあらすして檢印にても何にても權利義務の證據となるものは皆之を含み居るものなり而して此罪を成立せしむるには使用するの條件を備へたるに非ざれば偽造りても私に盜用するも未だ罪を成すものにはあらざるなり

第二百九條

爲替手形其他裏書ヲ以テ賣買ス可キ證書若ハ金額ト交換ス可キ約定手形ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ輕懲役ニ處ス

其手形證書ニ詐偽ノ裏書ヲ爲シテ行使シタル者亦同シ

爲替手形とは振出人より支拂人に宛て、記載の金額を受取人に渡さしむる證券にして其他裏書を以て賣買すべき證書とは信用ある商人等の振出したる手形にして其手形を所有する者は其振出し人より手形面記載の金員を受取り得べき證書なるが故に之に裏書する時は何人にも不都合なく流通するもの及裏書等に依りて諸方

に轉々せざるべきも記載の金額と換へ得べき約束手形等を偽造り又は其記載の事柄金高等に増減變換等を爲して使用したる者は輕懲役に處せらるるものなり是凡て本條の手形なるものは多く信用ある商人の間に行はるるものにして其商業の進歩に大なる功あるものなれば是等を偽造變換する者ありて其信用を害する時は商業の發達を妨げ公益を害すると少なからざるが故に之を重く罰せざるべからざるなり而して其手形の性質の如何なるものなるや等の詳しきとに付ては宜しく商法に就て之を學ばざるべからず

前項に述べたる諸種の手形證書等を他へ轉ずる際に其裏書に詐りの事柄を書して使用したる者も亦同く輕懲役に處せらるるものなり

第二百十條

賣買貸借贈遺交換其他權利義務ニ關スル證書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

其餘ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス） 百七十七

ル罪 第四節 私印私書ヲ偽造スル罪

六

賣買貸借贈遺交換其他權利義務に關する證書を偽せ造り又は増減し變換して使用したる者は條文に示すが如く四月以上四年以下の重禁錮に處し四圓以上四十圓以下の罰金を併せて科せらるるものなり而して賣買はうりかひにして貸借はかしかり贈遺はむくりあたへるをいひ交換は取かへをいふものなり是等は皆財産上の權利義務に關係あるものなれば之を偽造し又は變造する者は小にしては一個人の私益を害し大にしては公益を害する者なれば如斯之に刑を科する所以なり

第二項の其餘の私書とは假令ば其人の權利義務に關係なしといへども身分上に品行上等に如何なる害を及ぼすやも計られざれば如何なる文書即ち受取狀書狀の如きものにてても苟くも他人の文書を偽せ造り又は増減變換して使用したる者は條文に示すが如く前の場合をば稍や軽くして一年以上一年以下の重禁錮に處せられ併せて二圓以上二十圓以下の罰金に處せらるるものなり

第二百一十一條 此節ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

此第四節に記載したる輕罪を犯さんとして未だ遂げざる者は一般の未遂犯罪の例に依りて處分するものなり

第二百一十二條 此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス

此第四節に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處せられたる者は條文に示すが如く六月以上二年以下の監視を附して之を監督するものなり

第五節 免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造スル罪

前節に規定したる罪は其目的多くは財産金錢を欺き取るに在れども本節は其目的多くは公に對し務むべき自分の義務を免れんことを謀るに在りて其罪輕きものなれば文書を偽造する罪とは別段に之を規定したるものなり而して此節には免狀鑑札の如き官の文書に屬するものあり又只一個人の私書に屬するものあるも皆至て輕微なる罪なるを以て其社會を害するを甚しからざるものなり

第二百一十三條 官ノ免狀又ハ鑑札ヲ偽造シテ行使シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ

（第二編 公益ニ關スル重罪輕罪 第四章 信用ヲ害ス）
（第五節 免狀鑑札及疾病證書ヲ偽造スル罪） 百七十九